

附属編 交付対象事業及び国費の算定方法

東日本大震災復興交付金交付要綱（国土交通省）（以下単に「交付要綱」という。）第5条に規定する交付対象事業（国土交通省所管事業に限る。以下同じ。）の細目については、この編の定めるところによる。

また、交付要綱第6条に規定する国土交通省交付限度額の算定に用いる交付対象事業ごとの国費算定の基礎額（以下単に「基礎額」という。）はこの編に定めるところにより算定するものとする。

1 道路事業（市街地相互の接続道路等、高台移転等に伴う道路整備（区画整理）、道路の防災・震災対策等）

1. 交付対象事業

地方公共団体（地方公共団体からその経費の一部に対して負担金の負担又は補助金の交付を受けて土地区画整理事業、市街地再開発事業等を施行する者を含む。）が実施する一般国道、道路法（昭和27年法律第180号）第56条の規定による国土交通大臣の指定を受けた主要な都道府県道若しくは市道又は資源の開発、産業の振興その他国の施策上特に整備する必要があると認められる都道府県道若しくは市町村道の新設、改築又は修繕に関する事業であって、次に掲げる基準に適合するもの。

- 1 地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上を図るために必要であり、又は快適な生活環境の確保若しくは地域の活力の創造に資すると認められるものであること。
- 2 公共施設その他の公益的施設の整備、管理若しくは運営に関連して、又は地域の自然的若しくは社会的な特性に即して行われるものであること。
- 3 地方公共団体が策定する復興計画等に位置付けられたものであること。
- 4 以下に掲げるいずれかに該当すること。
 - (1) 市街地相互を接続する道路等の整備
 - (2) 高台移転等に伴う道路整備（区画整理）
 - (3) 道路の防災・震災対策等

2. 道路事業（市街地相互の接続道路等、高台移転等に伴う道路整備（区画整理）、道路の防災・震災対策等）に係る基礎額

新設に関する事業に係る A_i は当該年度の事業費とし、 α_i は表 1-1 の左欄に掲げる事業ごとに同表の右欄に掲げる率とする。

表1-1

事業	率
道路法第50条第1項に規定される事業	道路法第50条第1項に定める負担の割合
道路法第56条に規定される事業	道路法第56条に定める補助の割合
道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和34年政令第17号）第1条第3項に規定される事業	道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第1条第3項に定める負担の割合
道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第2条第2項第1号及び第2号に規定される事業	道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第2条第2項に定める補助の割合
道路の修繕に関する法律（昭和23年法律第282号）第1条第1項に規定される事業	道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（昭和24年政令第61号）第1条第2項に定める補助の割合
原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成12年法律第148号）第7条第1項に規定される事業	原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法別表（第7条関係）に定める負担又は補助の割合
水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）第9条に規定される事業	水源地域対策特別措置法別表（第9条関係）及び附則第3項、第5項、第6項、並びに水源地域対策特別措置法施行令（昭和49年政令第27号）第6条及び附則第2項に定める負担又は補助の割合
成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和45年法律第7号）第3条に規定される事業	成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律別表（第3条関係）、並びに成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和45年政令第28号）第3条及び第4条に定める負担又は補助の割合
交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和41年法律第45号）第6条第2項及び第3項に規定される事業	交通安全施設等整備事業の推進に関する法律第6条第2項及び第3項に定める負担又は補助の割合
積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法第6条に規定される事業	積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法第6条に定める負担又は補助の割合
道路法施行令第34条の2の3第2項に規定される事業	道路法施行令第34条の2の3第2項に定める補助の割合
道路法施行令第34条の2の3第3項に規定される事業	道路法施行令第34条の2の3第3項に定める補助の割合
道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第1条第4項に規定される事業	道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第1条第4項に定める負担の割合
離島振興法（昭和28年法律第72号）第7条に規定される事業	離島振興法別表（第7条関係）に定める負担又は補助の割合

共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和38年法律第81号）第22条第2項に規定される事業	共同溝の整備等に関する特別措置法第22条第2項に定める負担又は補助の割合
電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第22条第2項に規定される事業	電線共同溝の整備等に関する特別措置法第22条第2項に定める負担又は補助の割合
土地区画整理法第121条に規定される事業	土地区画整理法第121条に定める負担の割合

改築又は修繕に関する事業に係る A_i は当該年度の事業費とし、 α_i は表1-2に定める率とする。なお、道路局所管補助事業採択基準等（平成13年3月30日付け国道総第589号）、街路・交通連携推進事業採択基準、公共団体等区画整理補助事業実施要領（平成21年11月11日付け国都市第25-2号）、組合等区画整理補助事業実施要領（平成21年11月11日付け国都市第25-2号）、又は市街地再開発事業等管理者負担金補助採択基準に定める基準に適合する事業に係る α_i は、表1-1の左欄に掲げる事業ごとに同表の右欄に掲げる率とすることができる。

表1-2

地方公共団体	引上率 δ			
	1.00	1.01～1.09	1.10～1.18	1.19～
一 北海道の区域内の地方公共団体（防雪又は凍雪害の防止に関する事業を実施する地方公共団体を除く。）	6.0/10		6.5/10	7.0/10
二 離島の地域内の地方公共団体（一に掲げるものを除く。）	6.0/10	6.5/10	7.0/10	7.5/10 (※1, 2)
三 その他の地方公共団体	5.5/10 (指定区間外国道の修繕は5/10)	6.0/10	6.5/10	7.0/10

※1 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第1条第1項各号に係るものについては、7/10

※2 市町村が行うものについては、7/10

注1) 防雪又は凍雪害の防止に関する事業（上記二に掲げるものを除く。）については、道県が行うものにあっては $6.0/10 \times \delta$ 、市町村が行うものにあっては 6.0/10、とする。

注2) δ は地方公共団体の引上率で、都道府県においては、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和36年法律第112号）第3条第4項に基づき総務大臣が通知する値とし、市町村においては、財政力指数が0.46未満の市町村（以下「適用団体」という。）については、次の式によって計算した値とする。なお、これに該当しない

地方公共団体においては、1.00とする。

$$\text{引上率} = 1 + 0.25 \times \frac{0.46 - \text{当該適用団体の当該財政力指数}}{0.46 - \text{財政力指数が最小の適用団体の当該財政力指数}}$$

(小数点第二位未満は切り上げ)

なお、財政力指数は、地方交付税法（昭和25年法律第210号）第144条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で、当該年度の前々年度より過去3年度内の各年度に係るものと合算したものとの3分の1の数値とする。

2 災害公営住宅整備事業等

1. 交付対象事業

災害公営住宅整備事業等対象要綱（平成24年1月10日付け国住備第199号・国住心第88号）に規定する災害公営住宅整備事業等を交付対象事業とする。

2. 災害公営住宅整備事業等に係る基礎額

本事業の基礎額の算定にあたっては、災害公営住宅整備事業等対象要綱第4条の表の(イ)欄に掲げる事業ごとに、 A_i を(ロ)欄に掲げる費用の額とし、 α_i を(ハ)欄に掲げる率とし、民間事業者等において負担を生じる場合にあっては a_i を当該負担に係る額（ A_i に(ニ)欄に掲げる率を乗じた額以下の場合にあっては、当該額。）とする。

3 災害公営住宅家賃低廉化事業

1. 交付対象事業

災害公営住宅家賃低廉化事業対象要綱（平成18年3月27日付け国住備第127号）に規定する災害公営住宅家賃低廉化事業を交付対象事業とする。

2. 災害公営住宅家賃低廉化事業に係る基礎額

本事業の基礎額の算定にあたっては、災害公営住宅家賃低廉化事業対象要綱第2第1号に掲げる住宅ごとに、 A_i を災害公営住宅家賃低廉化事業対象要綱第4に掲げる一の住宅の家賃の低廉化に係る対象額（以下「対象額」という。）とし、 α_i を同要綱第4に掲げる対象額に乘じる係数に2分の1を乗じた数値とする。

4 東日本大震災特別家賃低減事業

1. 交付対象事業

東日本大震災特別家賃低減事業対象要綱（平成24年1月10日付け国住備

第200号）に規定する東日本大震災特別家賃低減事業を交付対象事業とする。

2. 東日本大震災特別家賃低減事業 に係る基礎額

本事業の基礎額の算定にあたっては、 A_i を東日本大震災特別家賃低減事業対象要綱第6条に掲げる対象額とし、 α_i を2分の1とする。

5 公営住宅等ストック総合改善事業

1. 交付対象事業

公営住宅等ストック総合改善事業対象要綱（平成17年8月1日付け国住備第38-3号）に規定する公営住宅等ストック総合改善事業並びに住宅地区改良事業等対象要綱（平成17年8月1日付け国住整第38-3号）に規定する改良住宅ストック総合改善事業及び改善推進事業を交付対象事業とする。

2. 公営住宅等ストック総合改善事業に係る基礎額

本事業の基礎額の算定にあたっては、公営住宅等ストック総合改善事業によるものは、 A_i を公営住宅等ストック総合改善事業対象要綱第5に規定する個別改善事業、第6に規定する全面的改善事業及び第8に規定する移転事業に係る対象額とし、 α_i を100分の45とし、民間事業者等において負担を生じる場合にあっては a_i を当該負担に係る額（ A_i に3分の1を乗じた額以下の場合にあっては、当該額。）とする。ただし、地方公共団体による民間事業者等に対する補助額が A_i に3分の2を乗じた額以下のとき、当該補助額に100分の45を乗じた額を、 A_i で除した数値を α_i とする。

改良住宅ストック総合改善事業によるものは、 A_i を住宅地区改良事業等対象要綱第4第6に規定する個別改善事業及び全面的改善事業に係る費用並びに第8に規定する移転促進及び仮住居等借上に要する経費（耐震改修に伴うものに限る。）とし、 α_i を2分の1とする。

6 住宅地区改良事業

1. 交付対象事業

住宅地区改良事業等対象要綱に規定する以下の事業のうち住宅地区改良事業の施行に伴うものを交付対象事業とする。

1. 地区整備事業
2. 改良住宅建設事業
3. 分譲改良住宅整備事業
4. 改良住宅借上事業
5. 駐車場整備事業
6. 住宅地区改良事業等計画基礎調査事業

7. 津波避難施設等整備事業

2. 住宅地区改良事業に係る基礎額

本事業の基礎額の算定にあたっては、住宅地区改良事業等対象要綱第4
1、2、3、5、7、9及び12に掲げる事業について当該事業に係る交付
対象額（以下この項において単に「対象額」という。）ごとに、 A_i を当
該対象額とし、 α_i を対象額に応じて定める係数に2分の1を乗じた数値と
する。

ただし、民間事業者等において負担を生じる場合にあっては、 α_i は、民
間事業者等に対する地方公共団体の補助額（ A_i に3分の2を乗じた額を限
度とする。）に2分の1を乗じた額を A_i で除した値とし、 a_i を当該負担に
係る額（ A_i に3分の1を乗じた額以下の場合にあっては当該額。）とする。

7 小規模住宅地区改良事業

1. 交付対象事業

住宅地区改良事業等対象要綱に規定する以下の事業のうち小規模住宅地
区改良事業の施行に伴うものを交付対象事業とする。

1. 地区整備事業
2. 改良住宅建設事業
3. 分譲改良住宅整備事業
4. 改良住宅借上事業
5. 駐車場整備事業
6. 住宅地区改良事業等計画基礎調査事業
7. 津波避難施設等整備事業

2. 小規模住宅地区改良事業に係る基礎額

本事業の基礎額の算定にあたっては、住宅地区改良事業等対象要綱第4
1、2、3、5、7、9及び12に掲げる事業について当該事業に係る交付
対象額（以下この項において単に「対象額」という。）ごとに、 A_i を当
該対象額とし、 α_i を対象額に応じて定める係数に2分の1を乗じた数値と
する。

ただし、民間事業者等において負担を生じる場合にあっては、 α_i は、民
間事業者等に対する地方公共団体の補助額（ A_i に3分の2を乗じた額を限
度とする。）に2分の1を乗じた額を A_i で除した値とし、 a_i を当該負担に
係る額（ A_i に3分の1を乗じた額以下の場合にあっては当該額。）とする。

8 住宅市街地総合整備事業（住宅市街地の再生・整備）

1. 交付対象事業

社会资本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）（以下8関係部分において「総合交付金交付要綱」という。）附属第Ⅱ編16-（8）住宅市街地総合整備事業に規定する事業であって、復興交付金事業計画の区域内で実施される事業とする。（ただし、総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編16-（8）における「社会资本総合整備計画」は「復興交付金事業計画」と読み替える。）

2. 住宅市街地総合整備事業（住宅市街地の再生・整備）に係る基礎額

本事業の基礎額の算定にあたっては、 A_i を総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編16-（8）に掲げる費用（以下この号において単に「費用」という。）ごとの合計額とし、 α_i を費用ごとに総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編16-（8）に定める率（ただし、総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編16-（8）1. 第2号イ（1）及びロ中「3分の1」を「5分の2」、1. 第3号イ中「3分の1」を「2分の1」、1. 第3号ロ中「3分の1」を「5分の2」とすることができます。以下同じ。）とする。

ただし、民間事業者等において負担を生じる場合にあっては、 α_i は、民間事業者等に対する地方公共団体の補助額（事業費に総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編16-（8）に定める率（以下8関係部分において「通常国費率」という。）に2を乗じた額を限度とする。）に $1/2$ を乗じた額を A_i で除した値とし、 a_i を当該負担に係る額（ A_i に1から「通常国費率」に2を乗じた率を減じた率を乗じた額以下の場合にあっては、当該額。）とする。

9 優良建築物等整備事業（市街地住宅の供給、任意の再開発等）

優良な建築物の建築及びこれと一体的に行われる空地等周辺整備並びにこれらに附帯する事業をいう。

1. 交付対象事業

優良建築物等整備事業の交付対象事業は、社会资本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）（以下9関係部分において「総合交付金交付要綱」という。）第Ⅱ編16-（2）優良建築物等整備事業に規定する事業であって、復興交付金事業計画の区域内で実施される事業とする。この場合において、当該区域内で実施される優良建築物等整備事業については、次の特例を適用することができる。

1 総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編16-（2）2. 第三号ハに規定する「区分所有者」とあるのは、「区分所有者（東日本大震災が発生した当時に区分所有法第2条第1項に規定する区分所有権を有していた者を含む。）」と読み替えるものとする。

2 総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編16-（2）2. 第三号ハ（2）に規定する「10人以上」とあるのは、「10人以上（敷地に接する道路の中心線以内の面積1,000平方メートル未満のものについては5人以上）」と読

み替えるものとする。

3 敷地については、総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編16-(2)4. 第一号及び第二号の規定は適用せず、次のいずれかに適合すれば足りるものとする。

イ 敷地に接する道路の中心線以内の面積がおおむね500平方メートル以上であること。

ロ 敷地面積がおおむね300平方メートル以上であること。

2. 優良建築物等整備事業（市街地住宅の供給、任意の再開発等）に係る基礎額

本事業の基礎額の算定にあたっては、 A_i 及び α_i については次に定めるところによるものとし、 A_i のうち、民間事業者等が負担する額がある場合は、当該負担額を a_i とする。ただし、民間事業者等が行う事業の場合において、当該負担額が A_i に5分の1を乗じた額以下のとき、 A_i に5分の1を乗じた額を a_i とする。

1 地方公共団体が行う事業の場合

A_i : 表9-1の(あ)欄に掲げる区分に応じ、(い)欄に掲げる項目のうち○を付したもののが費用を合計した額

α_i : 5分の2

2 民間事業者等が行う事業の場合

A_i : 表9-1の(あ)欄に掲げる区分に応じ、(い)欄に掲げる項目のうち○を付したもののが費用を合計した額

α_i : 5分の2

ただし、地方公共団体による民間事業者等に対する補助額が A_i に5分の4を乗じた額以下のとき、当該補助額に2分の1を乗じた額を、 A_i で除した数値を α_i とする。

表9-1

(あ)	区分	東日本大震災に関連して実施されるもの（優良再開発型及び市街地住宅供給型）	東日本大震災に関連して実施されるもの（既存ストック再生型）
(い)	イ 調査設計計画		
	(1)基本構想作成費	○	○
	(2)事業計画作成費		
	①基本設計費	○	○
	②敷地設計費	○	○
	③資金計画作成費	○	○

	④現況測量、現況調査、権利調査及び調整に要する費用	○	○
	(3)地盤調査費	○	○
	(4)建築設計費	○	○
口	土地整備		
	(1)建築物除却等費	○	
	(2)補償費等	○	
ハ	共同施設整備（注2）		
	(1)空地等整備費		
	①通路整備費	○	
	②駐車施設整備費	○	
	③児童遊園整備費	○	
	④緑地整備費	○	
	⑤広場整備費	○	
	(2)供給処理施設整備費		
	①給水施設整備費	○	
	②排水施設整備費	○	
	③電気施設整備費	○	
	④ガス供給施設整備費	○	
	⑤電話施設整備費	○	
	⑥ごみ処理施設整備費	○	
	⑦情報通信施設整備費	○	
	⑧熱供給施設整備費	○	
	(3)その他の施設整備費		
	①共用通行部分整備費	○	
	②防災性能強化工事費	○	
	③防災関連施設整備費	○	
	④防音・防振等工事費	○	
	⑤社会福祉施設等との一体的整備費	○ (注1)	
	⑥立体的遊歩道及び人工地盤施設整備費	○	
	⑦公共用通路整備費	○	
	⑧駐車場整備費	○	

	⑨機械室（電気室を含む。） 整備費	○	
	⑩集会所及び管理事務所 整備費	○	
	⑪高齢者等生活支援施設整 備費	○	
	⑫子育て支援施設整備費	○	
	⑬避難設備設置費	○	
	⑭消火設備及び警報設備設 置費	○	
	⑮監視装置設置費	○	
	⑯電波障害防除設備設置費	○	
	⑰耐震改修費		○（注3）
	⑱アスベスト改修費		○
	⑲バリアフリー改修費		○
	⑳省エネ改修費		○
	㉑維持管理対策改修費		○
	㉒防災対策改修費		○
	㉓子育て支援対応改修費		○

(注1)

次の(1)かつ(3)、(1)かつ(4)又は(2)かつ(4)に該当するものに限る。

- (1) 社会福祉施設等の床面積の合計が建築物の延べ面積の10分の1以上であるもの
- (2) 社会教育施設の床面積の合計が建築物の延べ面積の10分の1以上であるもの
- (3) 住宅型プロジェクト
- (4) 次に掲げる要件の全てを満たすもの
 - ① 鉄道駅、バスターミナル等の交通結節点と一体的又は隣接した立地で実施されること。
 - ② 当該施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有するもの（土地又は借地権の委任者を含み、当該信託の受託者を除く。）が次の表の左欄に掲げる人数である場合に、当該施行地区内の宅地に権原に基づいて存する建築物について所有権又は借家権を有する者（当該施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者を除く。）がそれぞれ同表の右欄に掲げる人数以上であること。

施行地区内の宅地について所有権 又は借地権を有する者の人数	施行地区内の宅地に権原に基づいて 存する建築物について所有権又は借家 権を有する者の人数
----------------------------------	--

5人以上	0人
4人	3人
3人	6人
2人	9人

- ③ 原則として、敷地に接する道路の中心線以内の地区面積が1,000平方メートル以上であること。
- ④ 当該施行地区内において整備されることとなる施設の規模が次の各号に該当すること。
- a) 有効空地率 道路、広場（人工広場を含む。）、屋外駐車場等の有効空地が地区面積の30%以上又は敷地面積の10%以上確保されること
 - b) 施設建築物 次のイ) 及びロ) の基準に該当すること
 - イ) 建築延べ面積 1,000平方メートル以上
 - ロ) 階数（平均） 3階（3階以上の増築を予定している場合は2階）以上

(注2)

共同施設整備に要する費用は、原則として、次に掲げるa及びbを合計した額とする。

a 包括積算施設の整備に要する費用

共同施設整備のうち表9-2に掲げる施設の整備に要する費用。主体工事、付帯工事及び外構工事に要する費用（表9-3に掲げる施設の整備に要する費用を除く。）に、階数の区分に応じ、それぞれ表9-4に掲げる数値を乗じて得た額とする。

b 個別積算施設の整備に要する費用

共同施設整備のうち表9-5に掲げる施設の整備に要する費用

表9-2

空地等、供給処理施設、機械室（電気室を含む。）、共用通行部分、集会所及び管理事務所、電波障害防除設備、避難設備、消火設備及び警報設備、監視装置

表9-3

立体的遊歩道及び人工地盤施設、駐車場、高齢者等生活支援施設、子育て支援施設、公用通路、防災性能強化工事、防災関連施設、防音・防震等工事

表9-4

主体工事等に要する費用に乘じる数値

階 数	優良再開発型共同化 タイプの場合	優良再開発型市街地環境 形成タイプの場合	左記以外の場合
3～5階	0.17 + k2 (ただし、階段室型 住棟にあっては 0.12 + k2)	0.17 + k1 + k2* (ただし、階段室型住棟 にあっては 0.12 + k1 + k2*)	0.17 (ただし、階段室型 住棟にあっては0.12)
6～13階	0.19 + k2	0.19 + k1 + k2*	0.19
14階以上	0.2 + k2	0.2 + k1 + k2*	0.2

* k1 + k2が0.05を超える場合は0.05とし、-0.05を下回る場合は-0.05とする。

k1：次の式により算出した数値。ただし、k1が0.05を超える場合は0.05とする。

$$k1 = \left(\frac{2.5a + 1.5b + 1.2c + 1.1d + e + 0.5f}{a + b + c + d + e + f} - 1 \right) \div 10$$

a～e：公開空地（歩行者が日常自由に通行・利用できる空地（公開空地に準ずる有効な空地を含む。））のうち、それぞれ以下のものの面積

a：歩道状公開空地（幅が4m以内の部分に限る。）のうち、歩道と併せて6m以上の幅員を確保するもの

b：a以外の歩道状公開空地（幅が4m以内の部分に限る。）

c：面積500m²以上で幅員6m以上の道路に接する空地

d：面積300m²以上500m²未満で幅員6m以上の道路に接する空地

e：a～d以外の公開空地

f：公開空地以外の空地の面積

k2：次の式により算定した数値。ただし、k2が0.05を超える場合は0.05とする。

$$k2 = (\text{従前の非耐火建築物等の建築面積割合}) - 0.3 \div 6$$

非耐火建築物等：非耐火建築物、旧耐震建築物、10に規定する老朽建築物等

表 9-5

立体的遊歩道及び人工地盤施設、駐車場、高齢者等生活支援施設、子育て支援施設、公用通路、防災性能強化工事、防災関連施設、防音・防震等工事、耐震改修費、アスベスト改修費、バリアフリー改修費、省エネ改修費、維持管理対策改修費、防災対策改修費、子育て支援対応改修費
--

)

既存ストック再生型優良建築物等整備事業の耐震改修費用を補助する場合にあっては、総合交付金交付要綱16-(12)①第4項から第8項までに規定する額とする。

10 住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物耐震改修事業）

1. 交付対象事業

社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）（以下10関係部分において「総合交付金交付要綱」という。）附属第Ⅱ編16-(12)住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物耐震改修事業）に規定する事業であって復興交付金事業計画の区域内で実施される事業とする。

ただし以下の事業に限る。

- 総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編16-(12)-①のうち、
- ・3. 第1号のうち、緊急輸送道路沿道、避難路沿道及び避難所等に係るもの
 - ・3. 第2号のうち、緊急輸送道路沿道、避難路沿道及び避難所等に係るもの
 - ・3. 第3号
 - ・3. 第6号
 - ・3. 第7号
 - ・3. 第8号

2. 住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物耐震改修事業）に係る基礎額

本事業の基礎額の算定にあたっては、 A_i を総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編16-(12)-①に掲げる費用（以下この号において単に「費用」という。）ごとの合計額とし、 α_i を費用ごとに総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編16-(12)-①に定める率とする。

ただし、民間事業者等において負担を生じる場合にあっては、 α_i は、民間事業者等に対する地方公共団体の補助額（ A_i に総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編16-(12)-①に定める率（以下10関係部分において「通常国費率」という。）に2を乗じた額を限度とする。）に1/2を乗じた額を事業費で除した値とし、 a_i を当該負担に係る額（ A_i に1から「通常国費率」に2を乗じた率を減じた率を乗じた額以下の場合にあっては、当該額。）とする。

11 住宅・建築物安全ストック形成事業（がけ地近接等危険住宅移転事業）

1. 交付対象事業

社会资本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）附属第Ⅱ編16-（12）-③がけ地近接等危険住宅移転事業に規定する事業で復興交付金事業計画の区域内で実施される事業を交付対象事業とする。

2. 住宅・建築物安全ストック形成事業（がけ地近接等危険住宅移転事業）に係る基礎額

本事業の基礎額の算定にあたっては、 A_i を社会资本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）附属第Ⅲ編16-（12）-③がけ地近接等危険住宅移転事業に係る基礎額等による対象額とし、 α_i を社会资本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編16-（12）-③がけ地近接等危険住宅移転事業による率とする。ただし、危険住宅に代わる住宅の建設（購入を含む。）に要する経費（建物助成費）の限度額について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項に基づき指定された推進地域は、1戸当たり7,080千円（建物4,440千円、土地2,060千円、敷地造成580千円）を限度とすることができる。

1.2 造成宅地滑動崩落緊急対策事業

1. 交付対象事業

本事業の交付の対象となる事業は、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第77条第1項に規定する特定市町村における造成宅地に滑動崩落等が発生している箇所のうち、防災上重要で滑動崩落対策を緊急かつ重点的に推進することにより、再度災害の防止を図り、もって国土の保全と民生の安定に資することを目的とし、平成24年度末までに工事着手可能な地区において行われる造成宅地滑動崩落緊急対策事業（地盤の滑動崩落等により被害を受けた造成宅地において、再度災害を防止するために施行する事業をいう。以下1.2関係部分において同じ。）とする。

2. 施行地区

造成宅地滑動崩落緊急対策事業は、次の各号の要件に該当する地区において行うものとする。

- 一 特定市町村の区域内で、次のいずれかに該当する区域
 - イ 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条の規定に基づき指定された造成宅地防災区域
 - ロ 同法第3条の規定に基づき指定された宅地造成工事規制区域内で同法第16条の規定に基づく勧告がなされた区域

- 二 地震時に滑動崩落するおそれの大きい造成宅地であって、次のいずれかに該当するもの
 - イ 滑動崩落するおそれのある盛土部分の面積が3,000m²以上であつて、当該盛土上に存在する家屋が10戸以上であるもの
 - ロ 滑動崩落するおそれのある盛土部分の盛土をする前の地盤面が水平面に対し20度以上の角度をなし、かつ盛土の高さが5m以上であつて、当該盛土上に存在する家屋が5戸以上であるもの
- 三 当該盛土の滑動崩落により、次のいずれかの施設に被害が発生するおそれのあるもの
 - イ 道路（高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道（指定市道及び迂回路のないものに限る（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項により指定された災害に限り迂回路のあるものも含む。））、河川、鉄道
 - ロ 地域防災計画に記載されている避難地又は避難路
 - ハ 家屋10戸以上（当該盛土上に存するものは除く。）

3. 造成宅地滑動崩落緊急対策計画の策定

造成宅地滑動崩落緊急対策事業を行おうとする地方公共団体は、復興交付金事業計画に次の各号に掲げる事項を定めた造成宅地滑動崩落緊急対策計画を添付するものとする。

- 一 対象とする区域
- 二 対象区域の面積
- 三 対象区域の盛土高さ、盛土をする前の地盤面の勾配（2. 二 ロの要件に該当する場合に限る。）
- 四 対象区域上に存在する家屋数
- 五 被害が発生するおそれのある施設
- 六 造成宅地滑動崩落緊急対策事業において行われる交付対象事業
- 七 工事完了後の施設の維持管理に関する事項
- 八 その他必要な事項

4. 造成宅地滑動崩落緊急対策事業に係る基礎額

地方公共団体が行う造成宅地滑動崩落緊急対策事業については、 A_i を次の各号に要する費用とし、 α_i を2分の1とする。ただし、地域防災計画において避難地又は防災活動拠点として位置づけられている学校、公園、病院等で、当該施設に被害が及ぶと災害に対する対応に広域にわたる重大な支障をきたすそれがあるものを保全する場合には α_i を3分の2とする。なお、対象区域面積1ha当たりの事業費は1億6000万円を限度とする。

- 一 設計費
滑動崩落防止工事を行うための地盤等調査及び設計に要する費用
- 二 工事費

滑動崩落防止工事（排水工、アンカーワーク、杭工、地盤改良工、擁壁工等）に要する費用

1.3 津波復興拠点整備事業

東日本大震災の津波により被災した地域における復興の拠点となる市街地（津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第2条第15項に規定する「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」として都市計画決定されたものに限る。以下1.3関係部分において「津波復興拠点」という。）を緊急に整備するために支援を行う事業。

1. 定義

津波復興拠点整備事業とは、津波復興拠点を緊急に整備するために実施される以下の事業をいう。

1) 津波復興拠点整備計画策定支援

津波復興拠点整備計画の策定及びコーディネートに関する事業

2) 津波復興拠点のための公共施設等整備

津波復興拠点のために施行する次に掲げる施設の整備に関する事業

イ 道路・公園・緑地・広場その他の施設（以下1.3関係部分において「地区公共施設」という）

ロ 津波防災まちづくりの拠点及び災害時の活動拠点として機能する施設（以下1.3関係部分において「津波防災拠点施設」という）

ハ 植栽・緑化施設、せせらぎ・カスケード、カラー舗装・石畳、照明施設、ストリートファニチャー・モニュメント等（以下1.3関係部分において「高質空間形成施設」という）

ニ 各種のイベント、展示、余暇活動等の地域交流、子育て支援、高齢者生活相談等、地域活力の復興のための活動の拠点となる施設（以下1.3関係部分において「津波復興拠点支援施設」という）

3) 津波復興拠点のための用地取得造成

津波復興拠点整備に必要な用地の取得及び造成に関する事業

※ 浸水を防ぐために嵩上げにより用地造成した津波復興拠点については、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく地区計画を定め、その基本方針に必要な事項を記載し、当該拠点の土地の区画形質の変更が伴う行為には届出を必要とするよう措置を行うものとする。

※ 浸水を防ぐために嵩上げにより用地造成する場合は、計画されている海岸保全施設等を前提として既往最大津波（今次津波等）に対して浸水しないまでの嵩上げにかかる費用を限度とする。この場合、交付金事業者は市街地の安全確保方策について複数の施策を検討し、建設コスト・維持管理コスト、環境配慮、高齢者への配慮等、社会的・経済的・自然的な観点で総合的に考証するものとする。

※ 取得・造成した用地を分譲する場合の価格は、分譲時の適正な時

価（不動産鑑定評価額等によるもの）とし、用地取得造成に要する費用については、分譲価格で回収できない分についてのみ交付対象とすることができる。

2. 交付対象事業

交付対象事業は、次に該当するものとし、1)、2) イ、3) イについては、「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」としての都市計画決定が見込まれる区域を対象とし、2) ロ・ハ、3) ロ・ハ・ニ・ホについては「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」としての都市計画決定が行われた区域を対象とする。

1) 津波復興拠点整備計画策定支援に要する費用

イ 計画作成費

津波復興拠点整備計画の作成及び付随する調査に要する費用

ロ コーディネート費

コーディネートに要する費用

2) 津波復興拠点のための公共施設等整備

イ 測量試験費

地区公共施設、津波防災拠点施設、高質空間形成施設、津波復興拠点支援施設の整備に必要な測量、調査等に要する費用

ロ 実施設計費

地区公共施設、津波防災拠点施設、高質空間形成施設、津波復興拠点支援施設の実施設計に要する費用

ハ 工事費

地区公共施設、津波防災拠点施設、高質空間形成施設、津波復興拠点支援施設の工事に要する費用（いずれも購入費を含む。）

3) 津波復興拠点のための用地取得造成

イ 測量試験費

津波復興拠点の整備に必要な測量、調査等に要する費用

ロ 実施設計費

津波復興拠点の整備に必要な実施設計に要する費用

ハ 用地費

津波復興拠点の整備に必要な用地の取得費用

ニ 補償費

津波復興拠点の整備に必要な用地取得に付随する補償に要する費用

ホ 造成費

津波復興拠点の整備に必要な造成費用

3. 交付対象事業の要件

東日本大震災復興特別区域法第77条第1項に規定する復興交付金事業計画の区域内において定められた一団地の津波防災拠点市街地形成施設。
但し、以下のいずれかを満たす市町村の区域内に限る。

1) 浸水により被災した面積が概ね20ヘクタール以上であり、かつ、

浸水により被災した建物の棟数が概ね 1, 000 棟以上であること
2) 国土交通大臣がイ要件と同等の被災規模であると認めるもの

※ また、原則として 1 市町村あたり 2 地区まで、国費支援の面積上限は 1 地区あたり 20 ヘクタールまでとする。

4. 交付金事業者

地方公共団体

5. 津波復興拠点整備事業に係る基礎額

本事業の基礎額の算出方法は、 A_i については津波復興拠点整備計画策定支援、津波復興拠点のための公共施設等整備及び津波復興拠点のための用地取得造成に要する費用とし、 α_i については 2 分の 1 とし、 A_i のうち民間事業者等が負担する額がある場合は、当該負担額を a_i とする。

1.4 市街地再開発事業

市街地再開発事業は、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

1.4-(1) 市街地再開発事業（市街地整備）

防災上危険な老朽建築物が密集する地区等における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るために行われる市街地再開発事業であって、地方公共団体が施行するもの又は都市計画において定められた重要な公共施設の整備を伴うもので、個人施行者、市街地再開発組合、再開発会社、独立行政法人都市再生機構（以下 1.4-(1) 関係部分において「都市再生機構」という。）、地方住宅供給公社、特定建築者、再開発準備組織、タウン・マネジメント・センターが施行するもの。

1. 定義

1.4-(1) 関係部分における用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 市街地再開発事業	都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 2 条第 1 号に規定する市街地再開発事業をいう。
(2) 再開発会社	都市再開発法第 2 条の 2 第 3 項各号に掲げる要件の全てに該当する法人であって、施行認可以前のものを含む。
(3) 特定建築者	都市再開発法第 99 条の 2 第 1 項又は第 118 条の 28 第 1 項の規定により施設建築物の建築を行う者（施行者を除く。）をいう。
(4) 再開発準備組織	市街地再開発事業の施行が予定されている地区内の土地について所有権又は借地権を有する者の

	3分の2以上が参加しているものをいう。
(5) タウン・マネジメント・センター	市街地再開発事業の準備段階から施設建築物完成後の管理・運営に至るまでを一貫して行う第3セクターをいう。
(6) 公的住宅	住生活基本法（平成18年法律第61号）第2条第2項に規定する公営住宅等をいう。
(7) 公益的施設	国、地方公共団体その他公益を目的とする者が設置する社会教育施設、社会福祉施設、文化施設、医療施設、その他の施設で、都市住民の共同の福祉又は利便のため必要なものをいう。
(8) 社会福祉施設等	<p>次に掲げる施設をいう。</p> <p>イ　社会福祉法（昭和26年法律第45号）、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、母子保健法（昭和40年法律第141号）又は老人保健法（昭和57年法律第80号）に定める施設又は事業の用に供する施設</p> <p>ロ　学校教育法（昭和22年法律26号）に定める専修学校、各種学校で社会福祉に関係している施設</p> <p>ハ　民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律（平成元年法律第64号）に定める特定民間施設</p> <p>ニ　介護保険法（平成9年法律第123号）に定める介護保険施設</p> <p>ホ　医療法（昭和23年法律第205号）に定める医療提供施設</p>
(9) 子育て支援に資する施設	<p>次に掲げる施設をいう。</p> <p>イ　公的助成に基づき運営される育児事業に供するスペース</p> <p>ロ　住民等の自主運営による共同育児活動の場に供するスペース</p>
(10) 社会教育施設	社会教育法（昭和24年法律第207号）第5章に規定する公民館、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館及び博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館をいう。
(11) 住宅型プロジェクト	公的住宅を建設するもので、公的住宅の延べ面積と公益的施設の延べ面積の合計が保留床の延べ面積の1/3以上であるものをいう。
(12) 福祉空間形成型プロジェクト	市街地再開発事業のうち、社会福祉施設等の施

ト	設建築物への導入が市町村が定める福祉のまちづくりに関する計画に位置づけられており、かつ、社会福祉施設等の延べ面積の合計が保留床の延べ面積の1/10以上又は1,000平方メートル以上であるものをいう。
(13)歴史的建築物等活用型再開発計画	歴史的建築物等を活用しつつ市街地の一体的な整備を図る市街地再開発事業に係る計画として市町村が定めるものをいう。ここで、歴史的建築物等とは、都市のランドマーク等として都市景観上重要であり、その活用が都市の再開発の効果を増進することが見込まれる建築物等をいう。
(14)歴史的建築物等活用型再開発事業	歴史的建築物等活用型再開発計画に基づいて実施される市街地再開発事業をいう。

2. 交付対象要件

第一種市街地再開発事業（都市再開発法第2条第1号に規定する第一種市街地再開発事業をいう。）にあっては、次の1、2及び4を満たすもの、第二種市街地再開発事業（都市再開発法第2条第1号に規定する第二種市街地再開発事業をいう。）にあっては、次の1、3及び4を満たすものであること。

- 1 既に都市計画の決定がなされた地区又は復興交付金の交付される年度内に都市計画の決定がなされることが確実と見込まれる地区において行われるもの。
- 2 第一種市街地再開発事業にあっては、施行区域が原則として2,000m²以上であること。
- 3 第二種市街地再開発事業にあっては施行区域が10,000m²以上あること。ただし、次に掲げるイ及びロを満たす場合にあっては5,000m²以上、イからハまでを満たす場合にあっては2,000m²以上であること。
 - イ 都市再開発法第3条の2第2号イに該当するもの
 - ロ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号。以下「密集市街地整備法」という。）第32条の規定による防災街区整備地区計画の区域内で行われるもの
 - ハ 密集市街地整備法第3条の規定に基づき定められた防災再開発促進地区の区域内で行われるもの
- 4 建築物の通行の用に供する共用部分であって、復興交付金の交付対象となるものは、原則として次のイからニまでに掲げる基準に適合したものである
 - こと。
 - イ 廊下の幅及び床の仕上げは、高齢者等の通行に支障が生じないものであり、廊下に段差がある場合は、傾斜路が設けられていること。
 - ロ 階段の踏面及びけあげの寸法並びに踏面の仕上げは、高齢者等の通

行に支障が生じないものであること。

- ハ 階段には、動作の補助のための手すり（以下14－（1）関係部分において「補助手すり」という。）が設けられていること。また、廊下は、少なくとも補助手すりを設けることができる構造のものであること。
- ニ 廊下及び階段は、手すりの設置等落下防止のための措置が講じられたものであること。

- 5 社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編13－（1）①の1. の第10項に規定するリノベーション整備計画（当該リノベーション整備計画が同13－（1）①の5. の第2項の各号の要件に適合するものに限る。）に位置付けられた事業については、第3項中「10,000m²以上」とあるのは「概ね5,000m²以上」と、「5,000m²以上」とあるのは「概ね2,500m²以上」と、第2項中「2,000m²以上」とあるのは「概ね1,000m²以上」とする。

3. 交付対象事業

本事業の交付の対象となる事業は、地方公共団体が行う次の各号に掲げる事業（公共施設管理者負担金その他のこれに類する負担金又は寄附金を使用して行う事業を除く。以下14－（1）関係部分において「公共団体施行再開発事業」という。）及び個人施行者、市街地再開発組合、再開発会社、都市再生機構、地方住宅供給公社、特定建築者、再開発準備組織又はタウン・マネジメント・センター（再開発準備組織から個人施行者になることの同意を得ているもの又は市街地再開発組合の組合員となることが確実なものに限る。）が行う次の各項に掲げる事業（再開発準備組織及びタウン・マネジメント・センターについては第1項の事業計画の作成に係る事業に限る。以下14－（1）関係部分において「再開発組合等事業」という。）に対する地方公共団体の補助（公共施設管理者負担金その他これに類する負担金又は寄附金を使用して行う事業に係る補助を除く。）とする。

1 調査設計計画

事業計画の作成、地盤調査、建築設計及び権利変換計画の作成

2 土地整備

建築物の除却、土地の整地、仮設店舗等の設置及び土地整備に伴い通常生ずる損失の補償

3 共同施設整備

空地等、供給処理施設その他の共同施設の整備

4 建築物の防災性能の強化

特殊基礎工事

4. 市街地再開発事業に係る基礎額

- 1 本事業の基礎額の算出方法は、A_i及びα_iについては次に定めるところによるものとし、A_iのうち民間事業者等が負担する額がある場合

は、当該負担額を a_i とする。ただし、再開発組合等事業において、当該負担額が A_i に 5 分の 1 を乗じた額以下のとき、 A_i に 5 分の 1 を乗じた額を a_i とする。

公共団体施行再開発事業

A_i : 3. の各号に掲げる事業に要する費用の額
 α_i : 5 分の 2

再開発組合等事業

A_i : 3. の各号に掲げる事業に要する費用の額
 α_i : 5 分の 2 (ただし、地方公共団体による民間事業者等に対する補助額が A_i に 5 分の 4 を乗じた額以下のとき、当該補助額に 2 分の 1 を乗じた額を、 A_i で除した値を α_i とする。)

なお、3. 各号に掲げる事業に要する費用は、次の各号に定めるところにより算定するものとする。

(1) 調査設計計画

調査設計計画に係る国の復興交付金の交付は、権利変換計画又は管理処分計画の認可前にあっては、その最初の交付決定のあった年度から、原則として、5年間を限度とする。

イ 事業計画作成費

- ① 施行地区内にある土地及び建物等の現況測量に要する費用
 - ② 施行地区内にある土地及び建物等の現況調査に要する費用
 - ③ 施行地区内にある土地及び建物等に関する権利の調査及び評価に要する費用
 - ④ 施設建築物の基本設計に要する費用。ただし、標準的な仕様による建築工事費（奢侈な装飾、特殊な材料又はぜいたくな設備を使用しない工事に要する費用をいう。）に表14-(1)-1の基本設計料率を乗じて得た額を限度とする。
 - ⑤ 公園、広場、緑地、駐車場等特別に設計を要する場合について、施設建築敷地の設計に要する費用
 - ⑥ 施行地区内に整備する公共施設の設計に要する費用（公共施設管理者負担金に対する交付金の対象となる公共施設に係る設計に要する費用を除く。）
 - ⑦ 市街地再開発事業の資金計画作成に要する費用
 - ⑧ 条例に基づいて行われる環境アセスメントに要する費用
- ロ 地盤調査費
施設建築物の設計及び建築に必要な地盤調査に要する費用
- ハ 建築設計費

建築設計に要する費用（工事監理費を含む。）。ただし、標準的な仕様による建築工事費（奢侈な装飾、特殊な材料又はぜいたくな設備を使用しない工事に要する費用をいうものとし、歴史的建築物等活用型再開発事業においては、歴史的建築物等を活用しつつ、これと協調した工事に要する費用を含む。）に表14-(1)-2の建築設計料率を乗じて得た額を限度とする。

ニ 権利変換計画作成費

- ① 確定測量（街区界確定測量及び画地確定測量）に要する費用
- ② 土地調書及び物件調書作成に要する費用
- ③ 土地及び建築物に関する従前資産及び新資産の確定評価に要する費用
- ④ 権利変換計画書及び配置設計図の作成に要する費用
- ⑤ 審査委員会又は審査委員の手当及び調査費並びに審査会又は審査委員会の運営に要する費用
- ⑥ 施設建築物の一部等の価格等の確定に要する費用
- ⑦ 権利変換手続開始の登記及び権利変換の登記に要する費用

(2) 土地整備

イ 建築物除却費

施行地区内にある建築物及びそれに付属する工作物の解体除却工事に要する費用

ロ 整地費

建築物除却後の土地の整備に要する費用

ハ 仮設店舗等設置費

市街地再開発事業の施行により除却される建築物で営業し、又は居住している者が使用する仮設店舗等の費用で次に掲げるもの。ただし、①から④までのそれぞれの費目が表14-(1)-3に定める仮設店舗等標準単価表により算出した額を超える場合には、その額を限度とする。

- ① 仮設店舗等建設工事費（電気工事、給水工事、排水工事及びガス工事に要する費用で、それぞれの管理を他に移管する部分の工事又はこれらの工事の負担金として要する費用を含む。以下②及び③について同じ。）
- ② 仮設店舗等移設工事費
- ③ 仮設店舗等補修工事費
- ④ 仮設店舗等購入費
- ⑤ ①から④のほか、特に必要と認めて国土交通大臣の承認した次に掲げる費用
 - (イ) 借地権又は借家権取得費（ただし、各々当たり仮設店舗等設置費を限度とする。）
 - (ロ) 用地造成費（ただし、平方メートル当たり2,000円を限度とする。）
 - (ハ) 共同倉庫建設費（ただし、1,030千円を限度とする。）

二 補償費等

次に掲げる土地整備に伴い通常生ずる損失の補償に要する費用で、「国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準」（平成13年1月6日国土交通省訓令第76号）及び建設省の直轄の公共事業の施行に伴う損失補償基準の運用方針（昭和38年4月13日付け建設省計発第18号）（以下14－（1）関係部分において「基準等」という。）に準じて算出したもの

- ① 建物補償費（地区内残留者の建物買収費相当額を含む。）
- ② 工作物補償費
- ③ 立竹木補償費
- ④ 動産移転補償費
- ⑤ 仮住宅補償費
- ⑥ 営業補償費
- ⑦ 地代家賃減収補償費
- ⑧ 移転雜費補償費
- ⑨ 地代補償費
- ⑩ その他農業補償費

(注) 1. 「基準等」のうち「土地等の取得」又は「土地等の使用」とあるのは「土地整備」と読み替えること。

- 2. 「基準等」のうち「仮営業所の設置費用」を補償する場合は(2)ハ「仮設店舗等設置費」によること。ただし、「基準等」のうち「銀行、郵便局等公益性の強い事業」として、銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行、長期信用銀行法（昭和27年法律第187号）第2条に規定する長期信用銀行、信用金庫、信用協同組合、労働金庫、郵便局、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所（従前店舗等の延べ面積が100平方メートル以上のものに限る。）について、「仮営業所の設置の費用」を補償する場合においてはこの限りでない。
- 3. 「基準等」における「借地代」のうち都市再開発法第88条第1項によるものについては、同項の規定により期間を算出すること。
- 4. 「地区内残留者の建物買収費相当額」は、①「建物補償費」に準じて算出すること。

(3) 共同施設整備

イ 空地等に係る費用

- ① 通路の整備に要する費用
通路（公衆が施設建築物の出入り等に利用する道をいう。）の整備費のうち、整地、側溝、舗装及び附帯設備の工事に要する費用
- ② 駐車施設の整備に要する費用

公衆が常時使用できる非営利的駐車施設の整備費のうち、整地、側溝、舗装及び附帯設備の工事に要する費用

③ 児童遊園の整備に要する費用

児童遊園の整備費のうち、整地、側溝、舗装、遊具等の設置及び附帯設備の工事に要する費用

④ 緑地の整備に要する費用

緑地の整備費のうち、造成、植栽及び附帯設備の工事に要する費用

⑤ 広場の整備に要する費用

広場の整備費のうち、整地、側溝、舗装及び附帯設備の工事に要する費用

⑥ 地区計画等に定められた施設の整備に要する費用

次に掲げる施設（道路法に定める道路を除く。）の整備費のうち用地費及び補償費（地区内残留者の用地費相当額及び建物買収費相当額を含む。）

(a) 都市計画法第12条の5第3項の規定による再開発等促進区を定める地区計画に定められた同条第4項第2号の施設

(b) 都市計画法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画に定められた同法第12条の5第2項第3号の施設、幹線道路の沿道の整備に関する法律第9条第1項の規定による沿道地区計画に定められた同条第2項第2号の施設及び密集市街地整備法第32条第1項の規定による防災街区整備地区計画に定められた同条第2項第3号の施設

(c) 密集市街地整備法第32条第1項の規定による防災街区整備地区計画に定められた同条第2項第2号の施設

□ 供給処理施設に係る費用

① 給水施設の整備に要する費用

給水の用に供する施設のうち、外部の給水幹線、ポンプ施設及び水槽（高置式、中間式、地下式をいう。以下同じ。）相互をつなぐ管路、ポンプ施設並びに水槽の整備に要する費用

② 排水施設の整備に要する費用

排水の用に供する施設のうち、外部の下水道本管、ポンプ施設及び処理施設相互をつなぐ管路、ポンプ施設並びに処理施設の整備に要する費用

③ 電気施設の整備に要する費用

配電の用に供する施設のうち、外部の幹線、受変電設備及び自家発電設備相互をつなぐケーブル、受変電設備並びに自家発電設備の整備に要する費用

④ ガス施設の整備に要する費用

ガス供給の用に供する施設のうち、外部の本管、ガスガバナー相互をつなぐ管路及びガスガバナーの整備に要する費用

⑤ 電話施設の整備に要する費用

電話施設のうち、外部の電話幹線、配線盤相互をつなぐケーブル及び配線盤の整備に要する費用

⑥ ごみ処理施設の整備に要する費用

ごみ処理の用に供する施設のうち、共同貯じん槽、共同ごみ搬送設備及び共同ごみ圧縮設備の整備に要する費用

⑦ 情報通信施設の整備に要する費用

情報通信施設のうち、外部の情報通信幹線、電子交換器相互をつなぐケーブル及び電子交換器の整備に要する費用

⑧ 熱供給施設の整備に要する費用

熱供給施設のうち、プラント、プラント及び熱交換器（これに類する機器を含む。以下14-(1)関係部分において同じ。）相互をつなぐ管路並びに熱交換器の整備に要する費用

ハ その他の施設に係る費用

① 消防施設の整備に要する費用

消防の用に供する施設のうち、消火及び警報の施設の整備に要する費用

② 避難施設等の整備に要する費用

避難施設等のうち、排煙設備、非常用照明装置、防火戸（道路、階段及び出入口に設けるものをいう。）及びヘリコプターの緊急離着陸場の施設の整備に要する費用並びにヘリコプターの緊急離着陸場を設置することによる構造補強に要する費用

③ テレビ障害防除施設の整備に要する費用

テレビ障害防除施設（施設建築物の建設によって、テレビ聴視障害をうける施行地区外の区域へのテレビ共同聴視施設をいう。）の整備費のうち、共同アンテナ、配線及びその他の必要附帯設備の整備に要する費用

④ 監視装置の整備に要する費用

監視装置（防犯カメラ、防犯システム等を含む。）の整備に要する費用のうち、給水施設、受変電設備、消防施設、エレベーター、エントランス、駐車場等に係る監視装置の整備に要する費用

⑤ 避雷設備の整備に要する費用

⑥ 立体的遊歩道、人工地盤等の施設の整備に要する費用

⑦ 電気室及び機械室の建設に要する費用

⑧ 共用通行部分の整備に要する費用

共用通行部分（廊下、階段、エレベーター、エスカレーター及びホールで、そのうち個別の住宅、一般店舗、大規模小売店舗、事務所、ホテル等の用途に専用的又は閉鎖的に使用されるものを除く。）の整備に要する費用で、次の工事費算定式により算出したもの（ただし、別に積算が可能なものにあっては、この限りではない。）

イ 人の居住の用に供される部分 50平方メートル

ロ イ以外の用に供される部分 20平方メートル

$$\text{工事費算定式} : P = C \times \frac{S_1}{S_2} + E$$

P : 共用通行部分の整備に要する費用

C : 施設建築物の建築主体工事費（全体の建築工事費から屋内設備工事費及び屋外附帯工事費を除く。）

S 1 : 基礎額の算定の際ににおいて対象となる共用通行部分の床面積の合計

S 2 : 施設建築物の延べ面積

E : エレベーター及びエスカレーターの設備工事費

⑨ 駐車場の整備に要する費用

駐車場整備の必要性の高い地区における駐車場の整備に要する用。ただし、地方公共団体事業について駐車場を特定の者の専用として処分する場合は、当該費用からその処分価額を減じて得た額を駐車場の整備に要する費用とみなし、再開発組合等事業について駐車場を特定の者の専用として処分し、かつ、その処分価額が当該費用の3分の1を超える場合は、当該費用からその処分価額を減じて得た額に2分の3を乗じて得た額を駐車場の整備に要する費用とみなす。

⑩ 生活基盤施設の整備に要する費用

生活基盤施設(集会室、管理室及びサービスフロントをいう。

以下 14-(1) 関係部分において同じ。)の整備に要する費用

⑪ 歴史的建築物等の再生に要する費用

1. (13) の規定による歴史的建築物等の構造の補強に要する費用

⑫ (施設建築物の中の) 公公用通路の整備に要する費用

都市交通への円滑な通行の確保に資する日常的に一般開放される通路の整備に要する費用で、次の工事費算定式により算出したもの。

$$\text{工事費算定式} : P = \left(C \times \frac{S_1}{S_2} + E \times \frac{3}{4} \right)$$

P : 公公用通路の整備に要する費用

C : 施設建築物の建築主体工事費（全体の建築工事費から屋内設備工事費及び屋外附帯工事費を除く。）

S 1 : 基礎額の算定の際ににおいて対象となる公用通路の床面積の合計

S 2 : 建築物の延べ面積

E : エレベーター及びエスカレーターの設備工事費

- (13) 高齢者等生活支援施設の整備に要する費用
誰もが円滑に利用できる便所（高齢者、障害者その他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者等が円滑に利用できるものとし、特定の施設で独占的に使用するものを除く。）、緊急連絡装置及び子育て支援に資する施設の整備に要する費用
- (14) 共用搬入施設の整備に要する費用
共用搬入施設（リフト等の貨物搬送用の施設及び荷捌きスペースをいう。）の整備に要する費用
- (15) 防音・防振工事に要する費用
工場と住宅等を一体的に整備する場合に必要となる防音・防振工事に要する費用
- (16) 防災関連施設の整備に要する費用
備蓄倉庫及び耐震性貯水槽の整備に要する費用
- (17) 災害時に活用可能な集会所等の施設の整備に要する費用
災害時に避難場所等として活用可能な集会所等の施設の整備に要する費用（用地費相当額を含む。）
- (18) 社会福祉施設等との一体的整備に要する費用
次の(a)、(b)又は(c)に該当する場合における建築主体工事費（他の交付対象となっている部分を除く。）に0.15を乗じて得た額を限度とする額
(a) 住宅型プロジェクトで、かつ福祉空間形成型プロジェクトに該当する場合
(b) 鉄道駅、バスターミナル等の交通結節点と一体的に又は隣接した立地で実施されるもので、かつ福祉空間形成型プロジェクトに該当する場合
(c) 鉄道駅、バスターミナル等の交通結節点と一体的に又は隣接した立地で実施されるもので、かつ、社会教育施設（延べ面積の合計が保留床の延べ面積の1/10以上又は1,000平方メートル以上であるものに限る。）を整備する場合
- (4) 建築物の防災性能の強化に要する費用
特殊基礎工事（免震構造工事を含む。）に要する費用で、杭長10メートルの杭工事に要する費用相当額を控除した額
- 2 前項(1)のイからニまでの事業の全部又は一部について当該事業を行う者が直営で行う場合は表14-(1)-4に掲げる費目の細分により必要な費用を計上するものとする。
- 3 第1項(3)に掲げる費用には、市街地整備上特に必要と認めて国土交通大臣が承認した場合は、施行地区外における費用を含めることができる。
- 4 第1項(3)イ、ロ並びに(3)ハ①から⑤まで、⑦、⑧及び⑩に掲げる費用の合計は、原則として、建築主体工事、屋内設備工事及び屋外附帯工事に要する費用（第1項(3)ハ⑥、⑨及び⑪から⑯まで並びに(4)に掲げ

る費用中交付の対象となるものを除く。)に施設建築物の階数の区分に応じ、それぞれ表14-(1)-5に掲げる数値を乗じた額とする。なお、これによらない場合においては、同項(3)ロ①から⑥までに掲げる費用の合計は、建築工事費に0.02を乗じた額とすることができます。

5 第1項(2)のニの①に掲げる「建物買収費相当額」は施設建築物の建設に要する費用に充てなければならない。

表14-(1)-1 基本設計料率

	建築物工事費区分 (単位: 百万円)							
	100	500	1,000	2,000	3,000	5,000	10,000	25,000
基本設計料率 (各棟別)	2.81	1.93	1.64	1.39	1.27	1.12	0.96	0.77

(注) 工事費区分の中間部分については、直線的補間による料率を定める。
また、料率の端数は小数点第3位以下を切り捨てる。

表14-(1)-2 建築設計料率

	建築物工事費区分 (単位: 百万円)							
	100	500	1,000	2,000	3,000	5,000	10,000	25,000
建築設計料率 (各棟別)	11.11	7.34	6.16	5.18	4.66	4.11	3.44	2.74

(注) 工事費区分の中間部分については、直線的補間による料率を定める。
また、料率の端数は小数点第3位以下を切り捨てる。

表14-(1)-3 仮設店舗等標準単価表

構造／耐用年数	1年	2年	3年	4年	5年
木 造	3,940	4,130	—	—	—
軽 量 鉄 骨 スチールパイプ造	4,020	4,370	4,670	5,020	5,260

表14-(1)-4

費目	細 分	説	明
人件費	給 料	測量、設計、調査、資金計画作成、権利交換計画作成等を直営で行う場合にこれに直接従事する者に対する給与である。	明
	手 当		
	共 濟 費	直営事業に直接従事する者に対する共済組合負担金である	

	委員手当	審査会委員又は審査委員に対する報酬である。
旅 費	旅 費	直営事業に直接従事する者及び審査会委員又は、審査委員に対する普通旅費、日額旅費、出張旅費である。
庁 費	賃 金	測量、設計、調査、資金計画作成、権利交換計画作成等を直営で行うに必要な経費である。
	需 用 費	
	役 務 費	
	委 託 費	
	使 用 料 及 び 賃借料	
	原 材 料 費	
	備 品 購 入 費	
	共 濟 費	賃金労務者に対する事業主負担保険料である。

表14-(1)-5

階数	建築主体工事費等に要する費用に乘じる数値
3～5階	100分の24
6～13階	100分の26
14～19階	100分の28
20階以上	100分の31

14-(2) 市街地再開発事業（住環境整備）

次に掲げる災害復興市街地再開発事業であって、個人施行者、市街地再開発組合、再開発会社、独立行政法人都市再生機構及び地方住宅供給公社が施行する事業（都市計画において定められた重要な公共施設の整備を伴うものを除く。）を対象とする。

- 1 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項に規定する被災市街地復興推進地域において行われる事業
- 2 復興交付金事業計画の区域内で実施される事業とする。

1. 定義

- 1 市街地再開発事業 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条第1号に規定する市街地再開発事業をいう。
- 2 14-(2)において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 一 施行者 市街地再開発事業を施行する個人施行者、市街地再開発組合、再開発会社、独立行政法人都市再生機構（以下14-(2)関係

部分において「都市再生機構」という。)、地方住宅供給公社、特定建築者、再開発準備組織及びタウン・マネージメント・センター(以下14-(2)関係部分において「TMC」という。)で東日本大震災復興交付金の交付を受けて交付対象事業を実施する地方公共団体からその経費の一部に対して負担金の負担又は補助金の交付を受けて交付対象事業を実施する団体等をいう。

- 二 事業主体 市街地再開発事業の施行者に対し事業実施に要する費用の一部を補助する地方公共団体で、交付要綱第3条で規定する交付先をいう。
- 三 TMC 市街地再開発事業の準備段階から施設建築物完成後の管理・運営に至るまでを一貫して行う第3セクターをいう。
- 四 再開発準備組織 市街地再開発事業の施行のための準備組織で、施行が予定されている地区内の土地について所有権又は借地権を有する者の3分の2以上が参加しているものをいう。
- 五 再開発会社 都市再開発法第2条の2第3項の規定を満たす法人であって、施行認可以前のものを含む。
- 六 保留床管理法人 次の①から③までのいずれかに該当する者が資本金、基本金その他これらに準ずるものとの2分の1を超えて出資している法人をいう。ただし、個人施行者又は次の②若しくは③に該当する者が出資している法人にあっては、これらの者と地方公共団体が合わせて当該法人の資本金、基本金その他これらに準ずるものとの2分の1を超えて出資をしていることをもって足りる。
 - ①市街地再開発事業の施行者
 - ②市街地再開発組合の組合員
 - ③株式会社である再開発会社の株主(当該再開発会社の施行する市街地再開発事業の施行区域内に宅地又は借地権を有する者で当該権利に対応して施設建築物又は施設建築敷地に関する権利を与えられることとなるものに限る。)
- 七 公開空地等 公開空地、駐車場並びに立体的遊歩道及び人工地盤施設をいう。
- 八 住宅等 住宅、工場、作業所その他の施設をいう。
- 九 公的住宅 住生活基本法第2条第2項に規定する公営住宅等をいう。
- 十 公益的施設 国、地方公共団体その他公益を目的とする者が設置する社会教育施設、社会福祉施設、文化施設、医療施設その他の施設で、都市住民の共同の福祉又は利便のため必要なものをいう。
- 十一 歴史的建築物等 都市のランドマーク等として都市景観上重要で

あり、その活用が都市の再開発の効果を増進すると見込まれる建築物等をいう。

十二 公公用通路 日常的に開放され、市街地における公衆の動線の重要な一部を構成する建築物内の通路をいう。

十三 社会福祉施設等 次に掲げる施設をいう。

イ 社会福祉法、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、母子保健法、老人保健法若しくは介護保険法に定める施設又は事業の用に供する施設

ロ 学校教育法に定める専修学校、各種学校で社会福祉に関する施設

ハ 民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律に定める特定民間施設

ニ 医療法に定める医療提供施設

十四 社会教育施設 社会教育法第5章に定める公民館、図書館法第2条第1項に定める図書館及び博物館法第2条第1項に定める博物館をいう。

十五 産業振興支援施設 国、地方公共団体その他公益を目的とする者が設置する起業化支援施設、交流施設その他の施設で新産業の創出や地域産業の振興のために必要なものをいう。

十六 商業基盤施設等 中小小売商業振興法第4条に規定する高度化事業計画に位置づけられた共同店舗等及び店舗等をいう。

十七 子育て支援に資する施設 次に掲げる施設をいう。

イ 公的助成に基づき運営される育児事業に供するスペース

ロ 住民等の自主運営による共同育児活動の場に供するスペース

十八 住宅型プロジェクト 公的住宅を建設するもので、公的住宅の延べ面積と公益的施設の延べ面積の合計が保留床の延べ面積の3分の1以上であるもの。

十九 大都市地域 大都市法第2条第1項に規定する大都市地域（その周辺の自然的及び社会的に密接な関係がある地域を含む。）をいう。

二十 地域活性化プロジェクト 次のいずれかに該当するものをいう。

イ 地方拠点都市法第2条第2項に規定する拠点地区内、市街地総合再生計画区域内（大都市地域におけるものを除く。）、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）

（以下「総合交付金交付要綱」という。）附属第II編13-（2）に規定する地区再生計画区域内（大都市地域におけるものを除く。）

又は大都市居住環境整備推進制度要綱（平成 11 年 3 月 19 日付け建設省住市発第 9 号）若しくは総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編 1 3-（5）に基づく都市・居住環境整備重点地域（以下第 4 関係部分において「都市・居住環境重点地域」という。）において行われるもの

- 中心市街地活性化法第 9 条に規定する基本計画に基づいて行われ、次に掲げる要件に該当するもの（大都市地域において行われるもの）を除く。以下 1 4 - (2) 関係部分において「街なか再生型」という。)
 - ① 昭和 35 年国勢調査による人口集中地区（ただし昭和 35 年に人口集中地区が設定されていない場合については、人口集中地区の設定の基準を満たすとみなされる地区）内で行われること
 - ② 商業地域又は近隣商業地域が相当部分を占める区域において行われること
 - ③ 当該計画に位置づけられた市街地整備に関する施策と商業振興に関連する施策が、適切かつ緊密な連携を持って実施される区域において行われること
 - ④ まちづくり協議会、商店街振興組合等地域の住民、事業者等による組織が当該計画の実現に積極的に参加すると認められる区域において行われること
 - ⑤ 公的住宅、公益的施設、産業振興支援施設及び商業基盤施設等の延べ床面積の合計が保留床の延べ面積の 3 分の 1 以上であること

二十一 福祉空間形成型プロジェクト 社会福祉施設等の施設建築物への導入が市町村が定める福祉のまちづくりに関する計画に位置づけられており、かつ、社会福祉施設等の延べ面積の合計が保留床の延べ面積の 10 分の 1 以上又は 1,000 平方メートル以上であるものをいう。

二十二 防災活動拠点型プロジェクト 次に掲げる要件のいずれかに該当するものをいう。

- イ 密集市街地整備法第 3 条第 1 項に基づく防災再開発促進地区において実施され、市街地の防災機能の確保に資するもの
- 災害対策基本法第 40 条又は第 42 条に基づく地域防災計画において防災拠点として位置づけられ、又は一定の防災施設等の設置が必要とされている次の地域で行われ、市街地の防災機能の確保に資するもの
 - (1) 大規模地震対策特別措置法第 3 条第 1 項に基づき総理大臣が指

定した地震防災対策強化地域

(2) 地震予知連絡会が平成 19 年度まで指定していた観測強化地域 及び特定観測地域

二十三 高規格堤防整備事業 河川法第 6 条第 2 項に規定する高規格堤防の整備及びこれに準ずる堤防の機能の高度化に関する事業をいう。

二十四 業務代行方式 施行者からの委託に基づき民間事業者（共同事業体を含む。）が事業の施行に関する業務の相当部分を代行することをいう。

二十五 業務代行者 施行者からの委託を受け、事業の相当部分を代行する民間事業者（共同事業体を含む。）をいう。

2. 対象要件（組合施行、再開発会社施行、個人施行、都市再生機構施行 及び地方住宅供給公社施行）

交付対象事業は、市街地再開発事業を施行する市街地再開発組合、再開発会社、個人施行者、都市再生機構、地方住宅供給公社、地方公共団体等又は協議会組織が行う、それぞれ次の基準に適合する事業とする。

1 共通要件

(1) 事業の位置付け

次のイからリまでに該当する事業等国との関与が政策上位置づけられる事業であること。

イ 都市再開発法第 2 条の 3 第 1 項第 2 号又は第 2 項により「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」として定め、又は定められる予定である地区において実施されるもの
ロ 平成 17 年度までに定められた住生活基本法附則第 8 条の規定による改正前の大都市法（以下第 4 関係部分において「旧大都市法」という。）に規定する「住宅及び住宅地の供給を重点的に図る地域」において行われる住宅供給を含むもの

ハ 地方拠点都市法第 2 条第 2 項に規定する拠点地区において実施されるもの

ニ 被災市街地復興特別措置法に規定する被災市街地復興推進地域において行われるもの

ホ 密集市街地整備法第 3 条の規定に基づき定め、又は定める予定である防災再開発促進地区の区域内で行われるもの

ヘ 中心市街地活性化法第 9 条の規定により策定し、又は策定を予定している基本計画に基づき実施されるもの

ト 都市再生法第 2 条第 3 項の規定に基づき定められる都市再生緊急

整備地域において実施されるもの

- チ 総合交付金交付要綱附属第II編16-（3）に規定する市街地総合再生計画に基づくもの
- リ 総合交付金交付要綱附属第II編13-（2）に規定する地区再生計画（以下14-（2）関係部分において「地区再生計画」という。）に基づくもの

(2) 共用部分の要件

建築物の通行の用に供する共用部分であって、交付の対象となるものは、原則として次のイからニまでに掲げる要件に適合したものでなければならない。

- イ 廊下の幅及び床の仕上げは、高齢者等の通行に支障が生じないものであり、廊下に段差がある場合は、傾斜路が設けられていること。
- ロ 階段の踏面及びけあげの寸法並びに踏面の仕上げは、高齢者等の通行に支障が生じないものであること。
- ハ 階段には、動作の補助のための手すり（以下14-（2）関係部分において「補助手すり」という。）が設けられていること。また、廊下は少なくとも補助手すりを設けることができる構造のものであること。
- ニ 廊下及び階段は、手すりの設置等落下防止のための措置が講じられたものであること。

(3) 都市計画に関する要件

市街地再開発事業もしくは市街地再開発促進区域に関する都市計画が定められ、又は年度内に当該都市計画が定められることが確実と見込まれること。

2 市街地再開発組合及び再開発会社（4に掲げる特定の市街地再開発組合及び特定の再開発会社を除く。）

(1) 施行地区の規模

原則として、敷地に接する道路の中心線以内の地区面積が2,000 平方メートル以上であること。

(2) 整備されることとなる施設の規模

市街地再開発事業の施行により、整備されることとなる施設の規模は、次の各号に該当すること。

- イ 有効空地率　　道路、広場（人工広場を含む。）、屋外駐車場等の有効空地が地区面積の45%以上確保されること。
- ロ 施設建築物　　次の①、②及び③の基準に該当すること。ただし、指定容積率（高度利用地区、都市再生特別地区、地区計画、

防災街区整備地区計画又は沿道地区計画に関する都市計画において定められた建築物の容積率)が10分の30以上であって、かつ、施設建築物の容積率が指定容積率の2分の1以上の場合、③の基準は適用しない。

- ① 建築面積 500 平方メートル以上
- ② 建築延べ面積 2,000 平方メートルを超えるもの
- ③ 階数(平均) 4 階以上

ハ 駐車施設 原則として、標準駐車場条例の基準により算定した規模の駐車施設を確保すること。

(3) 施設建築物の用途

整備されることとなる施設建築物の大部分の用途が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業並びにこれらに類するものであると予定される場合における当該施設建築物に係る実施設計については、交付対象外とする。

3 個人施行者

- (1) 施行地区が、原則として、市街地再開発事業の施行区域内又は市街地再開発促進区域内にあること。
- (2) 1人で施行する者にあっては、その施行の認可の際、当該第一種市街地再開発事業の施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者(土地又は借地権の信託の委託者を含み、当該信託の受託者を除く。以下14-(2)関係部分において同じ。)が次の表の左欄に掲げる人数である場合に、当該施行地区内の宅地について権原に基づいて存する建築物について所有権又は借家権を有する者(当該施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者を除く。以下14-(2)関係部分において同じ。)がそれぞれ同表の右欄に掲げる人数以上であるものの施行者であること。

施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者的人数	施行地区内の宅地に権原に基づいて存する建築物について所有権又は借家権を有する者的人数
5人以上	0人
4人	3人
3人	6人
2人	9人

- (3) 当該施行地区を含め一体的に整備されるべき区域及びその区域内の整備等について、市街地再開発組合の対象要件の規定に適合するものであること。
- (4) 施行地区的規模は、原則として、敷地に接する道路の中心線以内の地区面積が 1,000 平方メートル以上であること。
- (5) 整備されることとなる施設の規模は、当該施行地区において整備されることとなる施設の規模が次の各号に該当すること。
- イ 有効空地率 道路、広場（人工広場を含む。）、屋外駐車場等の有効空地が地区面積の 30%以上又は敷地面積の 10%以上確保されること。
- ロ 施設建築物 次の①及び②の基準に該当すること。ただし、指定容積率（高度利用地区、都市再生特別地区、地区計画、防災街区整備地区計画又は沿道地区計画に関する都市計画において定められた建築物の容積率）が 10 分の 30 以上であって、かつ、施設建築物の容積率が指定容積率の 2 分の 1 以上の場合、②の基準は適用しない。
- ① 建築延べ面積 1,000 平方メートル以上
- ② 階数（平均） 3 階（3 階以上の増築を予定している場合は 2 階）以上

4 都市再生機構、地方住宅供給公社、特定の市街地再開発組合及び特定の再開発会社

（注）「特定の市街地再開発組合及び特定の再開発会社」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 市街地総合再生計画に従って市街地再開発事業を行う市街地再開発組合及び再開発会社
- ② 地区再生計画に基づき連続的に計画された市街地再開発事業を行う市街地再開発組合及び再開発会社
- ③ 公的住宅（住生活基本法第 2 条第 2 項に規定する公営住宅等をいう。以下 14-（2）関係部分において同じ。）又は公益的施設（国、地方公共団体その他の公益を目的とする者が設置する社会教育施設、社会福祉施設、文化施設、医療施設その他の施設で、住民の共同の福祉又は利便のため必要なものをいう。以下 14-（2）関係部分において同じ。）を建設する市街地再開発事業（公的住宅を建築するもので、公的住宅の延べ面積と公益的施設の延べ面積との合計が保留床の延べ

面積の3分の1以上であるものに限る。)を行う市街地再開発組合及び再開発会社

- ④ 都市・居住環境整備重点地域内において市街地再開発事業を行う市街地再開発組合及び再開発会社
- ⑤ 密集市街地整備法第3条第1項の規定に基づき定められた防災再開発促進地区の区域、同法第32条第1項の規定に基づき定められた防災街区整備地区計画の区域又は「第八期住宅建設五箇年計画について」(平成13年3月13日閣議決定)において設定された緊急に改善すべき密集住宅市街地の基準に該当するものとして地方公共団体が定めた区域において市街地再開発事業を行う市街地再開発組合及び再開発会社

(1) 施行地区の規模

原則として、敷地に接する道路の中心線以内の地区面積が1,000平方メートル以上であること。

(2) 整備されることとなる施設の規模

市街地再開発事業の施行により整備されることとなる施設の規模は、次の各号に該当すること。

イ 有効空地率 道路、広場(人工広場を含む。)、屋外駐車場等の有効空地が地区面積の30%以上又は敷地面積の10%以上確保されること。

ロ 施設建築物 次の①及び②の基準に該当すること。ただし、指定容積率(高度利用地区、都市再生特別地区、地区計画、防災街区整備地区計画又は沿道地区計画に関する都市計画において定められた建築物の容積率)が10分の30以上であって、かつ、施設建築物の容積率が指定容積率の2分の1以上の場合、②の基準は適用しない。

① 建築延べ面積 1,000平方メートル以上

② 階数(平均) 3階(3階以上の増築を予定している場合2階)以上

ハ 駐車施設 原則として、標準駐車場条例の基準により算定した規模の駐車施設を確保すること。

(3) 施設建築物の用途

整備されることとなる施設建築物の大部分の用途が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業並びにこれらに類するものであると予定される場合における当該施設建築物に係る実施設計につ

いては、交付対象外とする。

3. 交付対象事業

交付の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

- イ 調査設計計画のうち事業計画の作成を行う施行者（但し、TMCが行う場合は、再開発準備組織から個人施行者になることの同意を得ている者又は市街地再開発組合の組合員となることが確実な者に限る。）に対する事業主体の補助
- ロ 調査設計計画（事業計画の作成を除く。）、土地整備、共同施設整備及び附帯施設整備を行う施行者（再開発準備組織を除く。）に対する事業主体の補助

4. 市街地再開発事業に係る基礎額

1 本事業の基礎額の算定にあたっては、 A_i 及び α_i については次に定めるところによるものとし、 A_i のうち、民間事業者等が負担する額がある場合は、当該負担額を a_i とする。ただし、当該負担額が A_i に 5 分の 1 を乗じた額以下のとき、 A_i に 5 分の 1 を乗じた額を a_i とする。

A_i ： 表 14-(2)-1 の (あ) 欄に掲げる区分に応じ、(い) 欄に掲げる項目のうち○を付したもののが費用を合計した額

α_i ： 5 分の 2

ただし、地方公共団体による民間事業者等に対する補助額が A_i に 5 分の 4 を乗じた額以下のとき、当該補助額に 2 分の 1 を乗じた額を、 A_i で除した数値を α_i とする。

表 14-(2)-1

(あ)	区分	災害復興市街地再開発事業
イ 調査設計計画（注3）		
(1) 事業計画作成費		
①現況測量、現況調査、権利調査及び調整に要する費用		○
②基本設計費		○
③敷地設計費		○
④公共施設設計費		○
⑤資金計画作成費		○
⑥環境アセスメント費		○

(2) 地盤調査費	<input type="radio"/>
(3) 建築設計費	<input type="radio"/>
(4) 権利交換計画作成費	<input type="radio"/>
□ 土地整備	
(1) 建築物除却等費	<input type="radio"/>
(2) 仮設店舗等設置費	<input type="radio"/>
(3) 補償費等	<input type="radio"/>
八 共同施設整備（注4）	
(1) 空地等整備費	
① 通路整備費	<input type="radio"/>
② 駐車施設整備費	<input type="radio"/>
③ 児童遊園整備費	<input type="radio"/>
④ 緑地整備費	<input type="radio"/>
⑤ 広場整備費	<input type="radio"/>
⑥ 2号施設整備費	<input type="radio"/>
⑦ 地区防災施設整備費	<input type="radio"/>
⑧ 地区施設整備費	<input type="radio"/>
(2) 供給処理施設整備費	
① 給水施設整備費	<input type="radio"/>
② 排水施設整備費	<input type="radio"/>
③ 電気施設整備費	<input type="radio"/>
④ ガス供給施設整備費	<input type="radio"/>
⑤ 電話施設整備費	<input type="radio"/>
⑥ ごみ処理施設整備費	<input type="radio"/>
⑦ 情報通信施設整備費	<input type="radio"/>
⑧ 熱供給施設整備費	<input type="radio"/>
(3) その他の施設整備費	
① 共用通行部分整備費	<input type="radio"/>
② 防災性能強化工事費	<input type="radio"/>
③ 防災関連施設整備費	<input type="radio"/>
④ 防音・防振等工事費	<input type="radio"/>
⑤ 社会福祉施設等との一体的整備費	<input type="radio"/> (注1)
⑥ 立体的遊歩道及び人工地盤施設整備費	<input type="radio"/>
⑦ 公共用通路整備費	<input type="radio"/>

	⑧駐車場整備費	<input type="radio"/>
	⑨機械室（電気室を含む。）整備費	<input type="radio"/>
	⑩集会所及び管理事務所整備費	<input type="radio"/>
	⑪高齢者等生活支援施設整備費	<input type="radio"/>
	⑫子育て支援施設整備費	<input type="radio"/>
	⑬避難設備設置費	<input type="radio"/>
	⑭消火設備及び警報設備設置費	<input type="radio"/>
	⑮監視装置設置費	<input type="radio"/>
	⑯避雷設備設置費	<input type="radio"/>
	⑰電波障害防除設備設置費	<input type="radio"/>
	⑱共用搬入施設整備費	<input type="radio"/>
	⑲歴史的建築物等再生費	<input type="radio"/>
	⑳災害時に活用可能な集会所等の施設整備費	<input type="radio"/> (注2)
二	21 特に国土交通大臣が承認したもの	<input type="radio"/>
二 附帯施設整備費（注5）		<input type="radio"/>

(注1)

次の(イ)、(ロ)又は(ハ)に該当する場合に限る。

- (イ) 住宅型プロジェクトかつ福祉空間形成型プロジェクト
- (ロ) 鉄道駅、バスターミナル等の交通結節点と一体的又は隣接した立地で実施されるものかつ福祉空間形成型プロジェクト
- (ハ) 鉄道駅、バスターミナル等の交通結節点と一体的又は隣接した立地で実施されるものかつ一定の社会教育施設（延べ面積の合計が保留床の延べ面積の10分の1以上又は1,000m²以上であるものに限る。）を整備するもの

(注2)

総合交付金要綱附属第II編3-4-（1）第2編第2条第9項に規定する「地震に強い都市づくり推進5箇年計画」に位置付けられた市街地再開発事業に該当する場合に限る。

(注3)

調査設計計画に係る交付は、権利変換計画又は管理処分計画の認可前にあっては、その最初の交付決定のあった年度から、原則として、5年間を限度とする。

(注4)

共同施設整備に要する費用のうち表14-（2）-2に掲げる施設の整

備に要する費用の合計は、原則として、建築主体工事、屋内設備工事及び屋外付帯工事に要する費用（表14－（2）－3に掲げる施設の整備に要する費用中交付対象事業費となるものを除く。）に、施設建築物階数の区分に応じ、それぞれ表14－（2）－4に掲げる数値を乗じて得た額とする。なお、これによらない場合において、ハ(2)①から⑥までに掲げる費用の合計は、建築工事費に0.02を乗じた額とすることができる。

表14－（2）－2

空地等、供給処理施設、消火設備及び警報設備、避難設備、監視装置、機械室（電気室を含む。）、共用通行部分、集会所及び管理事務所、避雷設備、電波障害防除設備
--

表14－（2）－3

立体的遊歩道及び人工地盤施設、駐車場、高齢者等生活支援施設、子育て支援施設、共用搬入施設、歴史的建築物等再生費、公共用通路、防災性能強化工事、防災関連施設、防音・防振等工事、災害時に活用可能な集会所等の施設

表14－（2）－4

階 数	建築主体工事等に要する費用に乘じる数値
3～5階	100分の24
6～13階	100分の26
14～19階	100分の28
20階以上	100分の31

（注5）附帯施設整備費は、現場事務所の設置に要する費用である。

5. 仮設店舗等の管理及び処分

1 管理

一 仮設店舗等の設置者は、仮設店舗等の状況に留意し、その管理を適正かつ合理的に行うよう努めなければならない。

二 使用料の決定

仮設店舗等の年割使用料は、次により算出した額を限度とする。

$$\{ \text{仮設店舗等設置費} - (\text{基礎額} \times 2) \} / \text{耐用年数} = \text{限度額}$$

三 仮設店舗等の設置者は、仮設店舗等の使用に関し、その入居者から敷金、権利金その他の金品（使用料を除く。）を徴収し、又は入居者に不当な義務を課してはならない。

四 事業主体の長は、仮設店舗等の管理状況表を毎年度末に都道府県を

経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

2 処分

- 一 仮設店舗等の設置者は、使用計画期間を経過したときは、すみやかに仮設店舗等を撤去しなければならない。ただし、使用計画期間を経過した場合において当該仮設店舗等を撤去できない理由があるときは、すみやかに国土交通大臣と協議すること。
- 二 仮設店舗等の設置者は特別の事情により仮設店舗等を引続いて管理することが不適当と認められるときは、国土交通大臣の承認を得て用途を廃止することができる。ただし、耐用年数を経過したものについては、国土交通大臣の承認を得ることを要しない。
- 三 耐用年数を経過する前に仮設店舗等を撤去する場合には、施行者及び事業主体は、同種の事業に継続使用する場合を除き、残存価額（交付対象建設費に残存価額率を乗じた額）に交付率を乗じて得た額を返還しなければならない。

6. その他

市街地再開発事業の運営は、14-(2)に定めるところのほか、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

- 1 住宅局所管事業関連共同施設整備等補助要領等細目（平成12年3月24日付け建設省住街発第29号住宅局長通達）
- 2 補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和34年3月12日付け建設省会発第74号建設事務次官通達）
- 3 公営住宅建設事業等における残存物件の取扱いについて（昭和34年4月15日付け建設省住発第120号住宅局長通達）
- 4 建設省所管補助事業における食糧費の支出について（平成7年11月20日付け建設省会発第641号建設事務次官通達）
- 5 住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱について（平成17年9月1日付け国住総第37号国土交通省住宅局長通知）
- 6 その他関連通達等に定めるもの

15 都市再生区画整理事業（被災市街地復興土地区画整理事業等、市街地液状化対策事業）

防災上危険な密集市街地及び空洞化が進行する中心市街地等都市基盤が脆弱で整備の必要な既成市街地の再生並びに被災した市街地の復興等を推進するため行われる都市再生事業計画案作成事業、被災市街地復興土地区画整理事業及び緊急防災空地整備事業。

1. 定義

都市再生区画整理事業とは、次の第1項から第3項までに定める事業をいう。その他15関係部分における用語の定義は、土地区画整理事法（以下15関係部分において「法」という。）に定めるところによるほか、次の第4項から第17項までに定めるところによる。

- 1 「都市再生事業計画案作成事業」とは、被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画の案の作成に関する事業をいう。
- 2 「被災市街地復興土地区画整理事業」とは、次に掲げる事業をいう。
 - イ 大規模な災害により被災した市街地の復興を推進するために施行する土地区画整理事業
 - ロ 災害により住宅等を失った権利者等のため土地区画整理事業により仮設住宅等を整備する事業
- 3 「緊急防災空地整備事業」とは、土地区画整理事業が予定される地区において、既成市街地の防災性向上及び土地区画整理事業の促進を図ることを目的に公共施設充当用地を取得し、緊急に防災空地を整備する事業をいう。
- 4 「大規模地震発生の可能性の高い地域」とは、大規模地震対策特別措置法第3条第1項の規定により指定された地震防災対策強化地域、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定により指定された東南海・南海地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定により指定された日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域又は地震予知連絡会が指定する観測強化地域若しくは特定観測地域をいう。
- 5 「土地区画整理組合等」とは、次に掲げる者をいう。
 - イ 法第3条第1項の規定に基づき、数人共同して土地区画整理事業を施行する者（宅地について所有権又は借地権を有する者3人以上が共同で行うものに限る。）
 - ロ 法第3条第1項の規定に基づき、宅地について所有権又は借地権を有する者の同意を得て土地区画整理事業を施行する者（民間事業者は除く。）
 - ハ 農住組合
 - ニ 土地区画整理組合（宅地について所有権又は借地権を有する者が7人以上参加している準備組織を含む。）
 - ホ 区画整理会社（法第3条第3項に規定する要件のすべてに該当する株式会社をいう。）
 - ヘ 独立行政法人都市再生機構
 - ト 地方住宅供給公社
- 6 「公益施設」とは、街区再生に資する建築物で、次の要件に該当し、整備されることが確実なものをいう。
 - イ 地階を除く階数が3以上であること。

ロ 社会福祉施設（社会福祉法に基づく社会福祉事業の用に供する施設をいう。）、地域交流施設（多目的ホールその他の市民の交流に資する施設をいう。）又は生活関連施設（中心市街地活性化法第9条第10項に規定する認定基本計画に位置付けられた教育文化施設、医療施設その他地域住民等の共同の福祉又は利便のために必要な施設で、多数の者が出入りし利用することが想定される施設）であること。ただし、他の施設と複合的に整備されるものを含むこととする。

ハ その敷地の面積及び当該敷地の接する道路の部分の面積の2分の1の合計が概ね500平方メートル以上のこと。

7 「都心居住建築物」とは、住宅の整備を図ることにより中心市街地における居住機能の確保に寄与する建築物で、次の要件に該当し、整備されることが確実なものをいう。

イ 地階を除く階数が3以上であること。

ロ 延べ面積の3分の2以上を住宅の用に供するもの（都市計画法第12条の4第1項第1号に掲げる地区計画の定められた区域のうち、地区整備計画において住宅の用途に供する建築物に係る容積率の制限の特例が設けられた区域内にあっては、延べ面積の2分の1以上を住宅の用に供するもの又は供給される住宅の戸数が10以上あるもの）であること。

ハ その敷地の面積及び当該敷地の接する道路の部分の面積の2分の1の合計が概ね500平方メートル以上のこと。

8 「電線類地下埋設施設整備費」とは、施行者が整備又は負担する管路方式等による電線類の地下埋設に要する費用（占用予定者等が負担する費用を除く。）のうち、次に掲げるものをいう。

イ 設計費

地盤調査費及び設計に要する費用

ロ 施設整備費

電線類の地下埋設に要する費用のうち、管路及び電線類の材料費、敷設費、付帯設備の整備費並びに引き込み部の工事に要する費用

9 「立体換地建築物」とは、次の要件のいずれかに該当する地区において整備される法第93条に規定する建築物をいう。

イ 土地区画整理事業の施行後の宅地の価額の総額が施行前の宅地の価額の総額より減少することとなる地区（以下15関係部分において「減価補償金地区」という。）で、次の要件に該当するもの

(1) 主要駅付近又は中心市街地にあって、緊急に整備すべき公共施設を含み、かつ、土地の高度利用を図ることが望ましい地区であること。

(2) 施行地区内の建築物その他の工作物の敷地の用に供されている宅地の面積の合計が、施行地区の面積から公共施設の用に供されている土地の面積の合計を控除したものの概ね80パーセント以上である地区であること。

- (3) 土地区画整理事業の施行後における当該地区の公共施設の用に供される土地の面積の合計が、当該地区の面積の概ね30パーセント以上となる地区であること。
- ロ 法第91条の過小宅地の基準となる地積が定められた地区（以下15関係部分において「過小宅地対策地区」という。）で、次の要件のいずれかに該当するもの
- (1) 緊急に整備すべき公共施設を含み、当該地区内の過小宅地の筆数が、概ね30以上であること。
 - (2) 緊急に整備すべき公共施設を含み、当該地区内の過小宅地の筆数が、当該地区内の宅地の総筆数の概ね10パーセント以上であること。
- 10 「立体換地建築物工事費」とは、立体換地建築物の工事費に要する費用のうち、次に掲げるものをいう。ただし、交付の対象となる費用は、減価補償金地区にあっては立体換地を実施しなかったとした場合に交付すべきこととなる減価補償金に相当する額を限度とし、過小宅地対策地区にあっては過小宅地をすべて立体換地した場合に必要となる額を限度とする。
- イ 調査設計に要する費用
- ロ 公開空地等整備費
- 緑地、広場等で一般の利用に供される空地等の整備に要する費用で以下に掲げるものをいう。
- (1) 緑地の整備に要する費用
 - (2) 広場の整備に要する費用
 - (3) 公共的かつ非営利的駐車施設の整備に要する費用
 - (4) 通路（公衆が緑地、広場、駐車施設又は立体換地建築物の利用のために通行する道をいう。）の整備に要する費用
 - (5) 児童遊園の整備に要する費用
- ハ 立体的遊歩道、人工地盤等の施設の整備に要する費用
- ニ 立体換地建築物に係る共同施設整備費
- (1) 供給処理施設に係る費用
　　給水施設、排水施設、電気施設、ガス施設、電話施設、ごみ処理施設、情報通信施設及び熱供給施設の整備に要する費用
 - (2) その他の施設に係る費用
 - ① 消防施設の整備に要する費用
 - ② 避難施設等の整備に要する費用
 - ③ テレビ障害防除施設（立体換地建築物の建築によって、テレビ聴視障害を受ける当該立体換地建築物以外へのテレビ共同聴視施設をいう。）の整備に要する費用
 - ④ 監視装置の整備に要する費用
 - ⑤ 避雷施設の整備に要する費用
 - ⑥ 電気室及び機械室の建設に要する費用
 - ⑦ 公共用通路の整備に要する費用

都市交通への円滑な通行の確保に資する日常的に一般解放される通路の整備に要する費用で、次の工事費算定式により算出したもの

$$\text{工事費算定式} : P = C \times (S_1 / S_2) + E$$

P : 公公用通路の整備に要する費用

C : 立体換地建築物の建築主体工事費

(全体の建築工事費から屋内設備工事費及び屋外附帯工事費を除く。)

S₁ : 補助対象となる公用通路の床面積の合計

S₂ : 立体換地建築物の延べ面積

E : エレベーター及びエスカレーターの設備工事費

⑧ 駐車場の整備に要する費用

条例により駐車場の附置義務のある地区における駐車場の整備に要する費用（条例による附置義務相当分の整備に要する費用に限る。）。ただし、駐車場を特定の者の専用として処分する場合は、当該費用からその処分価額を減じて得た額を駐車場の整備に要する費用とみなす。

⑨ 共用通行部分の整備に要する費用

次のaからdまでの要件のいずれかに該当する場合における共用通行部分（廊下、階段、エレベーター、エスカレーター及びホール等、そのうち個別の住宅、一般店舗、大規模小売店舗、事務所、ホテル等の用途に専用的又は閉鎖的に使用されるものは除く。）の整備に要する費用で、次の工事費算定式により算出したもの（ただし、別に積算が可能なものにあっては、この限りではない。）

$$\text{工事費算定式} : P = C \times (S_1 / S_2) + E$$

P : 共用通行部分の整備に要する費用

C : 立体換地建築物の建築主体工事費

(全体の建築工事費から屋内設備工事費及び屋外附帯工事費を除く。)

S₁ : 補助対象となる共用通行部分の床面積の合計

S₂ : 立体換地建築物の延べ面積

E : エレベーター及びエスカレーターの設備工事費

a 立体換地建築物へ入居する権利者のうち次に掲げる条件に適合する面積を確保することができない者の人数が10人以上であり、かつ、当該者の人数の立体換地建築物へ入居する権利者の総人数に対する割合が10分の3以上である場合

(a) 人の居住の用に供される部分 50平方メートル

- (b) (a)以外の用に供される部分 20平方メートル
- b 次の要件のいずれかに該当する場合
- (a) 立体換地建築物の延べ面積の3分の2以上を住宅の用に供するもの
 - (b) 都市計画法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画のうち同法第12条の5第6項に規定する事項が定められたものの区域内において、立体換地建築物の延べ面積の2分の1以上を住宅の用に供するもの又は20戸以上を住宅の用に供するもの
- c 地方拠点都市法第2条第2項に規定する拠点地区内、地方公共団体が地域の拠点となる中心市街地の商業地等で都市活力の再生を図る必要があると認められる地区において、当該地区の整備の方針等を定めた計画（地区再生計画区域内）又は地方公共団体が地区の総合的な再開発を推進するために必要な公開空地等、住宅等の整備を行う必要があると認められる地区において、当該地区の整備の方針等を定めた計画（市街地総合再生計画区域内）の土地区画整理事業である場合
- d 次の要件を満たすものである場合
- (a) 備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート等防災性の向上に資する施設を整備すること（隣接地等において整備され、一体として防災活動拠点の機能を果たす場合は除く。）。
 - (b) 防災広場として機能する広場等や一次避難スペースとなる建築空間を有すること。
 - (c) 構造上施設建築物の耐震性が確保されていること。
 - (d) 地方公共団体が策定する都市の防災対策に関する計画に基づいて行われるものであること。
- ⑩ 特殊基礎工事に要する費用
- 次に掲げる地域内の地盤が軟弱な区域（「建築基準法施行令の規定に基づき、地盤が軟弱な区域として特定行政庁が区域を指定する基準を定める件」（昭和62年建設省告示第1897号）に定める基準に該当する区域をいう。）内において、地方公共団体が策定する都市の防災対策に関する計画に基づいて行われる立体換地建築物の建築における特殊基礎工事に要する費用から杭長10メートルの杭工事に要する費用相当額を控除した額
- a 指定市及び道県庁所在の市の区域
 - b 第4項に規定する大規模地震発生の可能性の高い地域
- ⑪ 生活基盤施設の整備に要する費用
- 公的住宅の延べ床面積が立体換地建築物の延べ床面積の3分の1以上である場合における生活基盤施設（集会室、管理

室及びサービスフロントをいう。) の整備に要する費用

⑫ 航空障害灯の整備に要する費用

航空法(昭和27年法律第231号)第51条に規定する

航空障害灯の整備に要する費用

⑬ 高齢者等生活支援施設の整備に要する費用

車椅子用便所(特定の施設で独占的に使用するものを除く)

及び緊急連絡装置の整備に要する費用

ホ 駐車場の整備費

土地区画整理事業の減歩で生み出された土地において整備される駐車場の整備に要する費用のうち、次に掲げるもの。ただし、(1)の③及び(2)については、機械設備相当(全体整備費の4分の1とみなす。)概ね300台分の費用を限度とする。

(1) 設計費

① 基本設計費

駐車場の基本設計に要する費用

② 地盤調査費

駐車場の実施設計及び建設に必要な地盤調査に要する費用

③ 実施設計費

駐車場の実施設計に要する費用

(2) 施設整備費

駐車場の建設に要する費用

1 1 「公開空地」とは、地区計画等に基づき歩道等と一体的に利用される公開空地をいう。

1 2 「公開空地整備費」とは、前号にいう公開空地の整備に要する費用をいう。

1 3 「防災関連施設整備費」とは、17の1. 第7項に規定する地震に強い都市づくり推進五箇年計画に位置付けられた地区において整備される備蓄倉庫及び耐震性貯水槽の整備に要する費用をいう。

1 4 「浸水対策施設整備費」とは、浸水対策のため本事業に伴って設置される調整池の整備に要する費用をいう。

1 5 「土壤汚染調査費」とは、事業施行に必要な土壤の調査に要する費用(土地所有者等又は汚染原因者が負担する費用を除く。)をいう。

1 6 「津波防災整地費」とは、次に掲げる要件を充たす防災上必要な土地の嵩上げに要する費用をいう。

イ 算入方法

計画人口密度40人/ha以上の区域(東日本大震災の被災地のうち、津波により建造物の多くが全壊した(流失した、又は1階天井以上の高さまで浸水した場合を含む。)区域を含む場合に限る)に係る土地の嵩上げに要する費用を基礎額に追加する。ただし、計画されている海岸保全施設等を前提として既往最大津波(今次津波等)に対して浸水しない程度までの土地の嵩上げに要する費用を限度と

する。

この場合、交付金事業者は市街地の安全確保方策について複数の施策を検討し、建設コスト・維持管理コスト、環境配慮、高齢者への配慮等、社会的・経済的・自然的な観点で総合的に考証するものとする。

ロ 地域要件

以下のいずれかを充たす市町村

- (1) 浸水により被災した面積が概ね20ヘクタール以上であり、かつ、浸水により被災した建物の棟数が概ね1,000棟以上あること
- (2) 国土交通大臣が、(1)の要件と同等の被災規模であると認めるもの

ハ 保全要件

津波防災整地を図った市街地については、土地の区画形質の保全を図るため、都市計画法に基づく地区計画を定め、その基本方針に必要な事項を記載し、当該市街地の土地の区画形質の変更が伴う行為には届出を必要とするよう措置を行うものとする。

17 「液状化対策推進工事費」とは、16の4.に規定する液状化対策事業計画に基づき、公共施設と宅地との一体的な液状化対策により、大地震時等における地盤の液状化による公共施設の被害を抑制するために行われる次に掲げる調査及び事業に要する費用をいう。

イ 設計費

液状化対策工事を行うための地盤等調査及び設計に要する費用

ロ 工事費

液状化対策工事（地盤改良工、締固工、固結工、変形抑制工、杭打工、排水・止水工、共通仮設工等）に要する費用

2. 交付金事業者

- 1 都市再生事業計画案作成事業については、当該事業により事業化されることとなる土地区画整理事業の施行者となることが見込まれる者（以下15関係部分において「施行予定者」という。）が行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、重要な公共施設の整備が予定される地区における土地区画整理事業に係る都市再生事業計画案作成事業については、都道県又は市町村若しくは施行予定者である土地区画整理事業組合等が行う。
- 3 被災市街地復興土地区画整理事業は、都道県、市町村又は土地区画整理事業組合等が行う。
- 4 緊急防災空地整備事業は、都道県又は市町村が行う。

3. 施行地区

- 1 都市再生事業計画案作成事業は、東日本大震災復興特別区域法第77条第1項に規定する復興交付金事業計画（以下15関係部分において「交付金事業計画」という。）の区域に存する土地区画整理事業予定地区

において行うものとする。

- 2 被災市街地復興土地区画整理事業のうち1. の第2項イに掲げる事業は、交付金事業計画の区域における地区において行うものとする。
- 3 被災市街地復興土地区画整理事業のうち1. の第2項ロに掲げる事業は、交付金事業計画の区域における地区において行うものとする。
- 4 緊急防災空地整備事業は、交付金事業計画の区域に存する土地区画整理事業予定地区において行うものとする。

4. 交付対象

復興交付金の交付対象は、地方公共団体とする。

5. 交付対象事業

本事業の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- 1 都市再生事業計画案作成事業
 - イ 3. の第1項の要件に該当する地区であって、交付金事業者である地方公共団体が実施する都市再生事業計画案作成事業
 - ロ 3. の第1項の要件に該当する地区であって、交付金事業者である土地区画整理組合等（施行者となることが予定される者を含むものとし、1. の第5項イに掲げる個人施行者になろうとする者が交付金事業者となる場合にあっては、土地区画整理事業を事業化しようとする区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者3人以上が参加する準備組織が交付金事業者となるものとする。この場合にあっては、当該交付金事業者は、事業計画の案の作成について、当該区域内の宅地の所有権又は借地権を有する者全員の同意を得るものとする。また、1. の第5項ロに掲げる同意施行者になろうとする者が交付金事業者となる場合にあっては、当該交付金事業者は、事業計画の案の作成について、土地区画整理事業を事業化しようとする区域内の宅地の所有権又は借地権を有する者全員の同意を得るものとする。）が地方公共団体の補助を受けて実施する都市再生事業計画案作成事業
- 2 被災市街地復興土地区画整理事業
 - イ 3. の第2項及び第3項の要件に該当する地区であって、交付金事業者である地方公共団体が実施する被災市街地復興土地区画整理事業
 - ロ 3. の第2項及び第3項の要件に該当する地区であって、交付金事業者である土地区画整理組合等が地方公共団体の補助を受けて実施する被災市街地復興土地区画整理事業
- 3 緊急防災空地整備事業
 3. の第4項の要件に該当する地区であって、交付金事業者である地方公共団体が実施する緊急防災空地整備事業

6. 都市再生区画整理事業（被災市街地復興土地区画整理事業等、市街地液状化対策事業）に係る基礎額

本事業の基礎額の算出方法は、 A_i 及び α_i については次に定めるところによるものとし、 A_i のうち民間事業者等が負担する額がある場合は、当該負担額を a_i とする。

1 都市再生事業計画案作成事業

3. の第1項の要件に該当する地区においては、 A_i は事業計画の案の作成に要する費用とし、 α_i は2分の1とする。

2 被災市街地復興土地区画整理事業

一 1. の第2項イに掲げる事業については、 A_i は当該事業に要する次に掲げる費用の合計とし、 α_i は2分の1とする。

イ 調査設計費（土壤汚染調査費を含む）

ロ 宅地整地費

ハ 移転移設費

ニ 公共施設工事費

ホ 公開空地整備費

ヘ 供給処理施設整備費

ト 電線類地下埋設施設整備費

チ 減価補償費

リ 立体換地建築物工事費

ヌ 仮設建築物整備費

ル 防災関連施設整備費

ヲ 浸水対策施設整備費

ワ 液状化対策推進工事費

カ 機械器具費

二 1. の第2項ロに掲げる事業については、 A_i は仮設住宅等の整備に要する費用とし、 α_i は2分の1とする。

三 第1号の事業に係る A_i は、3. の第2項の要件に該当する地区において行う事業については、次の式により算定した額（Z）を限度とする。

$$Z = (\text{事業により確保される公共用地率} - \text{事業実施前の公共用地率}) \\ \times \text{地区面積} \times \text{用地単価} \\ + \text{事業に要する公共施設整備費} \\ + \text{立体換地建築物工事費} \\ + \text{都心居住建築物、立体換地建築物及び公益施設の敷地上の建築物等の移転補償費} \\ + \text{電線類地下埋設施設整備費} \\ + \text{公開空地整備費} \\ + \text{防災関連施設整備費} \\ + \text{浸水対策施設整備費} \times 2/3 \\ + \text{津波防災整地費} \\ + \text{液状化対策推進工事費}$$

ただし、公共用地率を算定するに当たっては、公開空地は公共用地とみなす。

3 緊急防災空地整備事業

1. の第3項に掲げる事業において、緊急防災空地の用地を画地単位で取得する場合、 A_i は当該用地を取得するのに要する費用とし、 α_i は2分の1とする。ただし、 A_i は、3. の第4項に該当する地区において予定される土地区画整理事業の公共用地の増分の用地費の80パーセントを限度とする。

7. 交付対象事業の範囲

6. の第2項第1号に定める復興交付金の交付の対象となる事業は、表15に掲げる範囲内とする。

表15

種 別	工 種	交 付 対 象 の 範 囲
移 転	建 築 物 工 作 物 墓 墓 地	公共団体等区画整理補助事業実施細目（平成15年6月10日 国都市第85号。以下「公共細目」という。）第2第1項及び組合等区画整理補助事業実施細目（平成15年6月10日 国都市第85号。以下「組合細目」という。）第2第1項によること。
	仮 設 建 築 物	仮設建築物の整備に要する費用
移 転 移 設	電 柱 鐵 軌 道 上 水 道 ガ ス 下 水 道 工業用水道及び かんがい用用排水施設	公共細目第2第1項及び組合細目第2第1項によること。
	電線等の電気的 設備	「日本電信電話公社の解散に伴う措置に関する覚書等について」（昭和60年5月20日付け建設省都街発第15号、道政発第41号）及び「日本電信電話株式会社に係る占用物件等に要する費用の負担の取扱いについて」（平成10年7月21日付け建設省都街発第56号）に基づき、施行者の負担となるべきもの
	高 壓 線	公共細目第2第1項及び組合細目第2第1項によること。
	道 路 築 造	公共細目第2第1項及び組合細目第2第1項によること。
	土 工 （切 土 盛 土 等） 敷 砂 利 排 水 施 設	
公 共 施 設	橋 梁	必要があると認められるもの
	立 体 交 差	施行者の負担となるべきもの
	植 樹	公共細目第2第1項及び組合細目第2第1項によること。
	交 通 安 全 施 設	
	舗 装	公共細目第2第1項及び組合細目第2第1項によること。
工 事	河 川 水 路	
	公 園	
そ の 他	地 区 外 関 連 工 事	法第135条に規定するもの。
整 地	宅 地 整 地	公共細目第2第1項及び組合細目第2第1項によること。
公 开 空 地 整 備	築 造	公共施設工事に準ずる。
供 給 处 理 施 設	上 水 道 、 電 気 、	新設及び能力の増強の工事に要する費用のうち、各施設管理者との協

整備	ガス、下水道その他の供給処理施設整備	議により、施行者の負担となるべきもの（管理者による別途事業として実施すべきものは除く。）
電線類地下埋設施設整備	電線類地下埋設施設整備費	管路方式等による電線類の地下埋設に要する費用とする。ただし、管理者による別途事業として実施すべきものは除き、1. の第8項に掲げる経費を限度とする。
立体換地建築工事	立体換地建築物工事	公共細目第2第1項及び組合細目第2第1項によること。 ただし、1. の第10項に掲げる経費を限度とする。
防災関連施設整備	防災関連施設整備費	防災関連施設の整備に要する費用
減価補償	減価補償金	減価補償金の交付に要する費用又は公共施設充当用地の取得に要する費用。ただし、金銭交付する場合において、工事完了後、換地処分に至るまでの間に相当の期間を要する場合は、対象としない。
機械器具費		公共細目第2第1項及び組合細目第2第1項によること。
調査設計		

1.6 都市防災推進事業（市街地液状化対策事業）

大地震時等における地盤の液状化による公共施設の被害を抑制するため、公共施設と宅地との一体的な液状化対策を推進する事業。

1. 定義

市街地液状化対策事業とは、次の第1項及び第2項に定める事業をいう。その他1.6関係部分における用語の定義は、次の第3項及び第4項に定めることによる。

- 1 「液状化対策事業計画案作成事業」とは、公共施設と宅地との一体的な液状化対策により、大地震時等における地盤の液状化による公共施設の被害を抑制するために必要な液状化対策事業計画案の作成及びコーディネートに関する事業をいう。
- 2 「市街地液状化対策推進事業」とは、公共施設と宅地との一体的な液状化対策により、大地震時等における地盤の液状化による公共施設の被害を抑制するために行われる調査及び事業をいう。
- 3 「公共施設」とは、道路、公園、下水道、河川、水路その他公共の用に供する施設をいう。
- 4 「宅地」とは、建築物、工作物又はその他の施設の敷地で公共施設の用に供するもの以外のものをいう。

2. 交付対象事業

本事業の交付の対象となる事業は、地方公共団体が行う液状化対策事業計画案作成事業及び市街地液状化対策推進事業とする。

3. 施行地区

市街地液状化対策推進事業は、東日本大震災復興特別区域法第77条第1項に規定する復興交付金事業計画の区域のうち、次の各号の要件を満たす地区で行うものとする。

- 一 4. による液状化対策事業計画の区域内で行うもの。
- 二 4. による液状化対策事業計画の区域の面積が3,000m²以上であり、かつ区域内の家屋が10戸以上であるもの。
- 三 4. による液状化対策事業計画の区域内の宅地について所有権を有するすべての者及びその区域内の宅地について借地権を有するすべての者のそれぞれの3分の2以上の同意が得られているもの。
- 四 公共施設と宅地との一体的な液状化対策が行われているものと認められるもの。

4. 液状化対策事業計画の策定

- 1 市街地液状化対策推進事業を行おうとする者は、復興交付金事業計画に、次に掲げる事項を定めた計画（以下「液状化対策事業計画」という。）を添付するものとする。
 - 一 対象とする区域
 - 二 対象区域の面積
 - 三 計画期間
 - 四 公共施設と宅地との一体的な液状化対策の内容
 - 五 市街地液状化対策推進事業において行われる交付対象事業
 - 六 交付対象事業の概算事業費
 - 七 土地所有者等の負担額
 - 八 その他必要な事項
- 2 液状化対策事業計画を策定しようとするときは、あらかじめ関係事業者及び公共施設管理者と液状化対策事業計画について協議しなければならない。
- 3 液状化対策事業計画を策定する場合は、5. による液状化対策検討委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 第1項から前項までの規定は、液状化対策事業計画を変更する場合に準用する。

5. 液状化対策検討委員会の設置

- 1 市街地液状化対策推進事業を行おうとする者は、液状化対策事業計画の策定に当たり第三者の意見を求める機関として地盤の液状化に関する専門家その他の学識経験者等から構成される委員会（以下「液状化対策検討委員会」という。）を設置しなければならない。
- 2 液状化対策検討委員会は、液状化対策事業計画について安全性、経済性等の観点からその妥当性を審議し、不適切な点又は改善すべき点があると認めた場合は、意見の具申を行うものとする。

6. 都市防災推進事業（市街地液状化対策事業）に係る基礎額

本事業の基礎額の算出方法は、A_i 及び α_i については次に定めるところによるものとし、A_i のうち民間事業者等が負担する額がある場合は、当該負担額を a_i とする。

- 1 液状化対策事業計画案作成事業について、 A_i は当該事業に要する次に掲げる費用とし、 α_i は 2 分の 1 とする。
 - 一 液状化対策事業計画案作成費
液状化対策事業計画案の作成及び付随する調査に要する費用
 - 二 コーディネート費
コーディネートに要する費用
- 2 市街地液状化対策推進事業について、 A_i は当該事業に要する次に掲げる費用とし、 α_i は 2 分の 1 とする。
 - 一 設計費
液状化対策工事を行うための地盤等調査及び設計に要する費用
 - 二 工事費
液状化対策工事（地盤改良工、締固工、固結工、変形抑制工、杭打工、排水・止水工、共通仮設工等）に要する費用

1.7 都市防災推進事業（都市防災総合推進事業）

市街地の防災性の向上及び被災地の早期復興を図るため、都市の防災構造化、住民の意識向上、被災地における復興まちづくり等を総合的に推進する事業をいう。

1. 定義

都市防災総合推進事業とは、次の第 1 項から第 4 項までに定める事業をいう。その他 1.7 関係部分における用語の定義は、次の第 5 項から第 7 項までに定めるところによる。

- 1 「災害危険度判定調査」とは、地震等による都市災害を対象として防災上重点的かつ緊急に整備を要する地域を明確にし、住民等の防災意識の高揚等を図るために行う事業をいう。
- 2 「住民等のまちづくり活動支援」とは、防災上危険な密集市街地等において、住民等のまちづくり活動を活性化するために行う事業をいう。ここで、まちづくり活動とは、地区の市街地環境の整備又は保全を目的としたまちづくりに関する検討をいう。
- 3 「地区公共施設等整備」とは、地区の防災性向上のために施行する次に掲げる施設の事業計画の策定及び整備に関する事業をいう。
 - 1) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（以下「密集市街地整備法」という。）第 3 条第 1 項に規定する防災街区整備方針に即して都市施設として整備する公園又は緑地（以下「都市施設公園」という。）
 - 2) 次に掲げる要件に該当する道路、公園、緑地、広場その他の施設（以下「地区公共施設」という。）
 - イ 道路、公園、緑地、広場その他の公共空地となるものであること。
 - ロ 都市計画法第 4 条第 9 項に規定する地区計画等についての都市計

- 画において地区施設として定められているなど、住民等の合意形成がなされた整備計画に位置付けられていること。
- ハ 防災上危険な市街地の安全性の向上のために、緊急に整備する必要のある施設又は著しい効果が期待できる施設であること。
- 3) 防災まちづくりの拠点及び災害時の活動拠点として機能する施設
(以下「防災まちづくり拠点施設」という。)
- 4 「被災地における復興まちづくり総合支援事業」とは、大規模な災害により被災した地区において復興のために実施される以下の事業をいう。
- 1) 復興まちづくり計画策定支援
復興まちづくり計画の策定及びコーディネートに関する事業
- 2) 復興のための公共施設等整備
地区の復興のために施行する次に掲げる施設の整備に関する事業
- イ 地区公共施設
- ロ 防災まちづくり拠点施設
- ハ 植栽・緑化施設、せせらぎ・カスケード、カラー舗装・石畳、照明施設、ストリートファニチャー・モニュメント等(以下「高質空間形成施設」という。)
- ニ 各種のイベント、展示、余暇活動等の地域交流、子育て支援、高齢者生活相談等、地域活力の復興のための活動の拠点となる施設(以下「復興まちづくり支援施設」という。)
- 3) 復興まちづくり施設整備助成
地区の復興のために地域住民等が行う、次に掲げる施設の整備に要する費用の一部を地方公共団体が補助する事業。
- イ 通路・駐車施設・児童遊園・広場・緑地(以下「共同施設」という。)
- ロ 復興まちづくり支援施設(地方公共団体が自ら所有・管理するものを除く。)
- ハ 建築物、建築設備、外構等の外観及び色彩に係る修景(以下「修景施設」という。)
- 5 「大規模地震発生の可能性の高い地域」とは、大規模地震対策特別措置法第3条第1項の規定により指定された地震防災対策強化地域、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定により指定された東南海・南海地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定により指定された日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域又は地震予知連絡会が平成19年度まで指定していた観測強化地域若しくは特定観測地域をいう。
- 6 「市街地」とは、都市計画区域内及び同区域外の独立した家屋が10戸以上隣接している地域をいう。
- 7 「地震に強い都市づくり推進五箇年計画」とは、市町村が策定する地震防災対策として今後5箇年で緊急に整備すべき事業の整備計画で、次の各号に掲げる事項を記載したものをいう。

なお、復興交付金事業計画に次の各号に掲げる事項を記載した場合は、地震に強い都市づくり推進五箇年計画を策定したものとみなす。

- 1) 地区の概要
- 2) 整備目標
- 3) 地震防災対策の概要
- 4) その他必要な事項

2. 交付対象要件

- 1 災害危険度判定調査、住民等のまちづくり活動支援、地区公共施設等整備は、東日本大震災復興特別区域法第77条第1項に規定する特定市町村における次のいずれかに該当する地区において行うものとする。ただし住民等のまちづくり活動支援、地区公共施設等整備は、都市防災に関する計画（地方公共団体が既に実施したこれと同等の調査を含む。）を踏まえて、防災上特に対策が必要とされる地区において行うものとする。
 - 一 首都圏整備法（昭和31年法律第83号）第2条第3項に規定する既成市街地（これらに接続して既に市街地を形成している区域を含む。）
 - 二 大規模地震発生の可能性の高い地域（地区公共施設等整備について市街地に限る。）
 - 三 指定市
 - 四 道県庁所在の市
 - 五 都市再生本部が決定した都市再生プロジェクト（第3次決定）に基づく大火の可能性の高い危険な市街地（以下17関係部分において「重点密集市街地」という。）を含む市町村（住民等のまちづくり活動支援、地区公共施設等整備に限る。）
 - 六 直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区
- 2 被災地における復興まちづくり総合支援事業は、東日本大震災復興特別区域法第77条第1項に規定する特定市町村において行うものとする。

3. 都市防災事業計画の策定

都市防災総合推進事業を行おうとする地方公共団体は、復興交付金事業計画に次の各号に掲げる事項を定めた都市防災事業計画を添付するものとする。

- 一 地区の課題及び事業の目的
- 二 事業期間中の事業実施箇所と整備内容
- 三 事業期間中の事業実施個所における概算事業費
- 四 6. に規定する交付対象要件等の特例を適用しようとする地区については、地震に強い都市づくり推進五箇年計画（復興交付金事業計画に1. の第7項の各号に掲げる事項を記載した場合は除く。）
- 五 その他必要な事項

4. 交付対象事業

本事業の交付の対象となる事業は、次に掲げる危険度判定調査、住民等のまちづくり活動支援、地区公共施設等整備及び被災地における復興まちづくり総合支援事業をいう。

- 1 災害危険度判定調査は、次の要件に該当するものを対象とする。
 - 一 延焼危険度に関する調査
 - 二 避難危険度に関する調査
 - 三 その他地域の特性に鑑みて必要となる調査
- 2 住民等のまちづくり活動支援は、次の要件に該当するものを対象とする。
 - 一 住民等に対するまちづくりの啓発活動
 - 二 まちづくり協議会の活動に対する助成
 - 三 地区のまちづくり方針の作成
- 3 地区公共施設等整備は、次の要件に該当するものを対象とする。
 - 一 事業計画の作成
 - イ 現況調査費
計画作成区域の現況調査に要する費用
 - ロ 基本設計費
都市施設公園、地区公共施設又は防災まちづくり拠点施設の基本設計に要する費用
 - ハ 事業計画作成費
事業計画の作成に要する費用
 - 二 都市施設公園の整備
 - イ 測量試験費
事業施行に必要な測量、建物調査等に要する費用
 - ロ 実施設計費
都市施設公園の実施設計に要する費用
 - ハ 工事費
都市施設公園の工事に要する費用
 - ニ 用地費
都市施設公園の整備に必要な用地の取得費用
 - ホ 補償費
都市施設公園の用地取得に付随する補償に要する費用（敷地内に耐震性貯水槽、備蓄倉庫、非常通信システム等の災害応急対策施設を整備するものに限る。）
 - 三 地区公共施設の整備
 - イ 測量試験費
事業施行に必要な測量、建物調査等に要する費用
 - ロ 実施設計費
地区公共施設の実施設計に要する費用
 - ハ 工事費
地区公共施設の工事に要する費用（道路については幅員4メートル

ル以上のものに限る。)

ニ 用地費

地区公共施設の整備に必要な用地の取得費用（道路については幅員4メートルを超える部分に限る。）

ホ 補償費

地区公共施設の用地取得に付随する補償に要する費用（道路については幅員6メートル以上のもの、道路以外の施設については敷地内に耐震性貯水槽、備蓄倉庫、非常通信システム等の災害応急対策施設を整備するものに限る。）

四 防災まちづくり拠点施設の整備

イ 測量試験費

事業施行に必要な測量、建物調査等に要する費用

ロ 実施設計費

防災まちづくり拠点施設の実施設計に要する費用

ハ 工事費

防災まちづくり拠点施設の工事（耐震性貯水槽、備蓄倉庫、非常時通信システム等の災害応急対策施設の整備を含む。）に要する費用

ただし、防災まちづくり拠点施設の整備に対して、地方公共団体が地方公共団体以外の交付金事業者に補助する場合（防災街区整備推進機構に補助する場合を除く。）においては、当該施設が以下①から④までの全てに適合する場合に限る。

- ①当該施設の所有者等と地方公共団体が災害時協定等の締結により、当該施設を災害時拠点として使用する旨取り決めていること。
- ②当該施設が地域防災計画に災害時拠点として位置付けられること。
- ③当該施設の災害時拠点としての運営については、原則として自治体が実施するものとし、施設所有者等の協力を得て行う場合には、確実に運営されるよう、災害時協定等に定められていること。
- ④10年以上災害時拠点として利用されることが確実な施設であること。

五 地震に強い都市づくり推進五箇年計画に係る交付対象施設の特例

1. の第7項に規定する地震に強い都市づくり推進五箇年計画に基づく事業については、6. の規定に基づき、災害時の情報通信の確保のために整備する、情報の収集・送信・受信・伝達のための施設（以下17関係部分において「防災情報通信ネットワーク」という。）に係る以下の費用を交付の対象とすることができる。

イ 基本設計費

防災情報通信ネットワークの基本設計に要する費用

ロ 測量試験費

事業施行に必要な測量、調査等に要する費用

ハ 実施設計費

防災情報通信ネットワークの実施設計に要する費用

ニ 工事費

防災情報通信ネットワークの工事に要する費用

- 4 被災地における復興まちづくり総合支援事業は、次の要件に該当するものを対象とする。
- 一 復興まちづくり計画策定支援に要する費用
 - イ 計画作成費
復興まちづくり計画の作成及び付随する調査に要する費用
 - ロ コーディネート費
コーディネートに要する費用
 - 二 復興のための公共施設等整備に要する費用
 - イ 測量試験費
事業施行に必要な測量、建物調査等に要する費用
 - ロ 実施設計費
地区公共施設、防災まちづくり拠点施設、高質空間形成施設、復興まちづくり支援施設の実施設計に要する費用
 - ハ 工事費
地区公共施設、防災まちづくり拠点施設、高質空間形成施設、復興まちづくり支援施設の工事に要する費用（復興まちづくり拠点施設については、購入費を含む。）
 - ニ 用地費
地区公共施設、防災まちづくり拠点施設、高質空間形成施設、復興まちづくり支援施設の整備に必要な用地の取得費用
 - ホ 補償費
地区公共施設、防災まちづくり拠点施設、高質空間形成施設、復興まちづくり支援施設の用地取得に付随する補償に要する費用
- 三 復興まちづくり施設整備助成に要する費用
- イ 実施設計費
修景施設の実施設計に要する費用
 - ロ 工事費
共同施設、復興まちづくり支援施設、修景施設の工事に要する費用

5. 交付金事業者

- 1 災害危険度判定調査は、地方公共団体又は防災街区整備推進機構が行う。
- 2 住民等のまちづくり活動支援は、地方公共団体又は防災街区整備推進機構が行う。
- 3 地区公共施設等整備は、地方公共団体、防災街区整備推進機構、又は地方公共団体からの補助金の交付を受けて本事業を実施する団体等が行う。
- 4 被災地における復興まちづくり総合支援事業は、地方公共団体又は地方公共団体からの補助金の交付を受けて本事業を実施する団体等が行う。

6. 交付対象施設等の特例

地震に強い都市づくり推進五箇年計画に位置付けられた以下の各号に掲げる事業については、別に定めるところにより交付対象施設等の特例を設けることができる。

- 一 都市防災総合推進事業
- 二 被災市街地復興土地地区画整理事業
- 三 市街地再開発事業

7. 都市防災推進事業（都市防災総合推進事業）に係る基礎額

1 地方公共団体が行う災害危険度判定調査については、 A_i を当該調査に要する費用とし、 α_i を3分の1とする。

また、防災街区整備推進機構が行う災害危険度判定調査については、以下のとおりとする。

A_i : 当該調査に要する費用

a_i : 当該調査に要する費用のうち防災街区整備推進機構が負担する費用（ただし、 A_i に3分の1を乗じた額以下の場合には、 A_i に3分の1を乗じた額とする。）

α_i : 基本国費率

$$\alpha_i = \frac{C_i}{2A_i} \quad (\text{ただし、}\alpha_i\text{ が3分の1を超える場合は、}\alpha_i\text{ を3分の1とする。})$$

C_i : 防災街区整備推進機構に対する地方公共団体の補助に要する費用

2 地方公共団体が行う住民等のまちづくり活動支援については、 A_i を当該事業に要する費用とし、 α_i を3分の1とする。

また、防災街区整備推進機構が行うまちづくり活動支援については、以下のとおりとする。

A_i : 当該事業に要する費用

a_i : 当該事業に要する費用のうち防災街区整備推進機構が負担する費用（ただし、 A_i に3分の1を乗じた額以下の場合には、 A_i に3分の1を乗じた額とする。）

α_i : 基本国費率

$$\alpha_i = \frac{C_i}{2A_i} \quad (\text{ただし、}\alpha_i\text{ が3分の1を超える場合は、}\alpha_i\text{ を3分の1とする。})$$

C_i : 防災街区整備推進機構に対する地方公共団体の補助に要する費用

3 地方公共団体が行う地区公共施設等整備については、 A_i を当該事業に要する費用とし、 α_i を2分の1（用地費を除く）とする。また、用地費については、 α_i を3分の1とする。また、防災街区整備推進機構が行う地区公共施設等整備については以下のとおりとする。

A_i : 当該事業に要する費用

a_i : 当該事業に要する費用のうち防災街区整備推進機構が負担する

費用

α_i : 基本国費率

$$\alpha_i = \frac{C_i}{2A_i}$$

C_i : 防災街区整備推進機構に対する地方公共団体の補助に要する費用

また、地方公共団体以外の交付金事業者（防災街区整備推進機構を除く。）が行う地区公共施設等整備のうち防災まちづくり拠点施設を整備については、以下のとおりとする。

A_i : 当該事業に要する費用

a_i : 当該事業に要する費用のうち国及び地方公共団体以外の交付金事業者（防災街区整備推進機構を除く。）が負担する費用（ただし、 A_i に3分の1を乗じた額以下の場合には、 A_i に3分の1を乗じた額とする。）

α_i : 基本国費率

$$\alpha_i = \frac{C_i}{2A_i} \quad (\text{ただし、 } \alpha_i \text{ が } 3 \text{ 分の } 1 \text{ を超える場合は、 } \alpha_i \text{ を } 3 \text{ 分の } 1 \text{ とする。})$$

C_i : 地方公共団体以外の交付金事業者（防災街区整備推進機構を除く。）に対する地方公共団体の補助に要する費用

4 地方公共団体が行う被災地における復興まちづくり総合支援事業については、次のとおりとする。

- 一 A_i を復興まちづくり計画策定支援に要する費用とし、 α_i を2分の1とする。
- 二 A_i を復興のための公共施設等整備に要する費用のうち、地区公共施設、防災まちづくり拠点施設の整備に要する費用とし、 α_i を2分の1とする。
- 三 A_i を復興のための公共施設等整備に要する費用のうち、高質空間形成施設、復興まちづくり支援施設の整備に要する費用とし、 α_i を3分の1とする。

ただし、景観法（平成16年法律第110号）第8条の規定に基づく景観計画の区域、同法第61条の規定に基づく景観地区、及び同法第76条の規定に基づく地区計画等形態意匠条例の区域を含む地区については α_i を2分の1とする。

5 地方公共団体以外の交付金事業者が行う復興まちづくり総合支援事業のうち復興まちづくり施設整備助成については、以下のとおりとする。

A_i : 当該事業に要する費用

a_i : 当該事業に要する費用のうち国及び地方公共団体以外の交付金事業者が負担する費用（ただし、 A_i に3分の1を乗じた額以下の場合には、 A_i に3分の1を乗じた額とする。）

α_i : 基本国費率

$$\alpha_i = \frac{C_i}{2A_i} \quad (\text{ただし、 } \alpha_i \text{ が } 3 \text{ 分の } 1 \text{ を超える場合は、 } \alpha_i \text{ を } 3 \text{ 分の } 1 \text{ とする。})$$

を3分の1とする。)

C_i：地方公共団体以外の交付金事業者に対する地方公共団体の補助に要する費用

18 下水道事業

下水道に係る基幹事業は、市町村が実施する18-(1)から18-(11)までを対象とする。

なお、18-(2)から18-(10)までに係る事業については、18-(1)2.において対象となる公共下水道事業、都市下水路事業に係るものに限る。

18-(1) 通常の下水道事業

公共下水道、都市下水路の設置又は改築に関する事業で、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第24条の2に定めるものを対象とした事業（ただし、下水道法施行令第24条の2第1項第1号及び第2号並びに第2項の規定に基づき定める件（昭和46年建設省告示第1705号）第6項第4号から第8号までに係るものを除く。）をいう。

1. 交付対象事業の要件

公共下水道事業（特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道を除く。以下同じ。）、都市下水路事業、特定公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業は、次に掲げる要件をそれぞれ満たす事業をいう。

① 公共下水道事業

公共下水道事業が交付対象事業となる地域は、次のいずれかに該当するものであること。

- (a) 既に公共下水道事業を施行中の都市にあっては、⑤に定める特定環境保全公共下水道事業を行うことができる地区の要件に該当しないもの。
- (b) 新たに事業を実施する都市にあっては、都市計画区域内であり、かつ、⑤に定める特定環境保全公共下水道事業を行うことができる地区の要件に該当しないもの。

② 都市下水路事業

- (ア) 都市下水路事業（(イ)から(オ)までに該当するものを除く。）で交付対象事業となるものは、次のすべてに該当するものであること。
 - (a) 集水面積50ha以上のもの。
 - (b) 浸水指数5,000以上の区域を排水するもの。

(浸水指数=浸水戸数×浸水回数×浸水時間)

- (c) 全体事業費 3 億円以上であること。
 - (イ) 離島対策事業として交付対象事業となるものは、次のすべてに該当すること。
 - (a) 集水面積 10ha 以上のものであること。
 - (b) 浸水指数 2,000 以上のものであること。
 - (c) 離島振興対策の実施区域内であること。
 - (ウ) 18-(10) 新世代下水道支援事業制度リサイクル推進事業のうち、積雪対策に資する事業として交付対象事業となるものは、(ア)の要件のほか次のすべてに該当すること。
 - (a) 豪雪地帯の区域内であること。
 - (b) 集水面積 10ha 以上のものであること。
 - (c) 積雪指数 5,000 以上のものであること。
- (積雪指数=除雪戸数×積雪日数)
 - (除雪戸数：積雪排除が可能な戸数)
- (エ) 富裕団体（東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、川崎市、名古屋市及び大阪市をいう。）で交付対象事業となるものは、次のすべてに該当すること。
 - (a) 集水面積 100ha 以上のものであること。
 - (b) 浸水指数 10,000 以上のものであること。
 - (c) 全体事業費 3 億円以上であること。
- (オ) 札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、京都市、神戸市、広島市、北九州市及び福岡市で交付対象事業となるものは、次のすべてに該当すること。
 - (a) 集水面積 90ha 以上のものであること。
 - (b) 浸水指数 9,000 以上のものであること。
 - (c) 全体事業費 3 億円以上であること。

③ 特定公共下水道事業

特定公共下水道事業で交付対象事業となるものは、次のすべてに該当すること。

- (a) 受け持つ工場数が 20 以上であること。
- (b) 予定処理水量の合計が 1 万 m³/日以上であるもの。
- (c) 排水の水質が次のいずれかに該当すること。
 - a) 汚染指数が 1 万以上であるもの。汚染指数とは次式により算定したものをいう。

$$S = 45S_1S_2 + 30S_2 + S_2^{1/2}S_3 + 0.4S_4$$

ここに S : 汚染指数
S₁ : (7 - pH 値)²
S₂ : BOD (mg/1)
S₃ : 浮遊物質 (mg/1)
S₄ : 1 cc 中の大腸菌群数 (M. P. N)

- b) 異常な色相又は臭気をもつもの。
- c) 著しく有害な物質を含有するもの。

なお、平成 15 年度以降は、新規箇所採択は行わないこととしている。

④ 特定環境保全公共下水道事業

特定環境保全公共下水道事業で交付対象事業となるものは、次のいずれかに該当すること。

- (ア) 事業の対象地区に係る計画排水人口が概ね 1,000 人以上 10,000 人以下であること。ただし、水質保全上等特に緊急に下水道整備を必要とする地区はこの限りでない。
- (イ) 自然保護のために施行されるものにあっては、自然公園法第 2 条に該当する地区で行われるものであること。（自然保護下水道）
- (ウ) 生活環境の改善を図るために施行されるものにあっては、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。（農山漁村下水道）
 - (a) 事業の対象地区に係る計画排水人口の密度が原則として 1 ha 当たり 40 人以上であること。
 - (b) 市街化区域における生活環境の改善を目的として施行される公共下水道の整備に合わせ、これと一体的に行うことが効率的であること。

2. 交付対象事業の内容

① 公共下水道事業

交付対象事業は下水道法施行令第 24 条の 2 を準用し、次の補完施設を含むものとする。

- (a) 主要な管渠に附属する、また、取付管、マンホール、雨水吐、吐口等の施設
- (b) ポンプ施設を補完するスクリーン、沈砂池等の施設
- (c) 終末処理場を補完する管理棟、計量設備、ポンプ設備等の施設
- (d) 終末処理場以外の処理施設（前処理場）とそれを補完する管理棟、計量設備、ポンプ設備等の施設

② 都市下水路事業

交付対象事業は次に掲げる範囲のものとする。

(a) 内法（開水路の場合は上幅）1m 以上（新世代下水道支援事業リサイクル推進事業のうち積雪対策に資する事業として実施されるものについては、内法（開水路の場合には上幅）が 0.6m 以上）の排水渠又は内径 0.7m 以上の排水管及びこれに附属する取付管渠、マンホール、吐口等の施設。ただし、離島振興対策事業として実施されるものについては内径又は内法（開水路の場合には上幅）が 0.5m 以上の管渠及びこれに附属する取付管、マンホール、吐口等の施設。なお、開水路の場合には転落防止のためのフェンスを含む。

(b) ポンプ施設及びこれを補完するスクリーン、沈砂池等の施設。

③ 特定公共下水道事業

交付対象事業の範囲は、①と同様とする。

④ 特定環境保全公共下水道事業

交付対象事業の範囲は、①と同様とする。

3. 通常の下水道事業に係る基礎額

本事業の基礎額の算定に当たっては、以下のとおりとする。

A i. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の事業費

本事業として実施する 18-(1) の 2. に掲げる交付対象事業の事業費。

α i. 国费率

下水道法施行令第 24 条の 2 に規定する補助率(ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国费率)を準用する。

18-(2) 下水道浸水被害軽減総合事業

主要なターミナル駅の周辺地区に代表される都市機能が集積しており浸水実績がある地区、床上浸水被害が発生した地区等の浸水被害の軽減、最小化及び解消を目的として、再度災害防止の観点等から、他事業と連携した流出抑制施策やハード対策に加えて地域住民等による自助取組の促進策及び効果的に自助取組を導くためのソフト対策を組み合わせて浸水対策を実施する事業をいう。

1. 交付対象事業の要件

「下水道浸水被害軽減総合事業」は、次のいずれかに該当する地区的浸水被害の軽減及び解消を目的として、「下水道浸水被害軽減総合計画」に

従い実施する事業をいう。

- ① 県庁が所在する市等のターミナル駅周辺地区に代表される都市機能が集積している地区で、次のいずれかに該当する地区
 - (ア) 過去10年間に3回以上の浸水実績があり、当該浸水の延べ浸水面積が1.5ha以上である地区
 - (イ) 過去10年間に浸水面積が1ha以上の浸水実績がある地区
 - (ウ) 災害対策基本法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設（防災拠点及び避難地）又は高齢者・障害者等要援護者関連施設が存在し、過去10年間に浸水実績がある地区
- ② 過去10年間の延べ床上浸水被害戸数が50戸以上、延べ浸水被害戸数が200戸以上で、床上浸水回数が2回以上発生し、未解消となっている地区

2. 交付対象事業の内容

交付対象事業の範囲は、18-(1)の対象となる施設の整備に加え、「下水道浸水被害軽減総合計画」に位置付けられた次の施設の整備（浄化槽に関しては改造に限る。）とする。

- ① 指定市にあっては下水排除面積1ha以上（ただし、1ha未満の貯留・排水施設の整備がより経済的な場合は0.5ha以上）、一般市（市から指定市及び過疎市（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15条）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。以下「過疎地域」という。）の市をいう。以下同じ。）を除いたもの。）にあっては0.5ha以上、町村（過疎地域の町村（以下「過疎町村」という。）を除く。）にあっては0.25ha以上、過疎地域の市町村（以下「過疎市町村」という。）にあっては0.1ha以上の貯留・排水施設
- ② ①と同等の機能を有し、かつ経済的な雨水浸透施設
- ③ 道路事業等との連携により経済的となる下水道工事の路面復旧における透水性舗装
- ④ 浸水のおそれがある区域内の住民に対し、降雨及び雨水排除に関するデータをリアルタイムに提供するために必要な情報提供施設及びその附帯施設（地上雨量計及びレーダー雨量計による雨量データ、下水道の管渠（溝渠を含む。）に設置した水位計による水位データ、ポンプ場に設置した流入水位計より求めた流入量データ等をインターネット、電話、ファックス等により住民に提供するための画像編集装置、音声編集装置等）

- ⑤ 雨水の貯留浸透機能を有する下水道施設
- ⑥ 雨水の流出抑制を図るために改造する不要になった浄化槽、雨水の流出を図るために整備する雨水貯留浸透施設及び附帯の配管（地方公共団体が当該施設の管理者に助成する場合に限る。）
- ⑦ 防水ゲート、止水板及び逆流防止施設（不特定多数が利用する地下空間、病院、介護老人福祉施設、障害者支援施設など浸水発生時に迅速な対応や自主的な避難等が困難な人を収容する施設に係るものであって、地方公共団体が当該施設の管理者に助成する場合に限る。）

3. 下水道浸水被害軽減総合計画の復興交付金事業計画への添付

本事業を実施しようとする地方公共団体は、復興交付金事業計画に、「下水道浸水被害軽減総合計画」を添付するものとする。

なお、「下水道浸水被害軽減総合計画」に定める主な事項は次のとおりとする。

- ① 対象地区の概要及び選定理由
- ② 整備目標
- ③ 事業内容及び年度計画

4. その他

- ① 地区要件該当後 5 年間以内に原則として計画期間 5 年以内の「下水道浸水被害軽減総合計画」を作成し、事業着手する地方公共団体に限り本事業を実施できるものとする。ただし、当該計画に位置付けられた貯留・排水施設の整備に係る工期が 5 年を超える場合は、計画期間を 10 年以内とする。
- ② 1. の①、②に該当する地区については、床上浸水被害のあった当該年度から交付又は対象事業と/or ことができるものとする。
- ③ 個人・事業者等が設置・管理する施設に対し地方公共団体が助成する事業については、管理協定を締結する等により、適正な管理が行われるようにしなければならない。
- ④ 住民に対し、高度降雨情報を提供するに当たっては、気象業務法（昭和 27 年法律 165 号）の規定を遵守するほか、当該地域において気象、水象に係る情報を一般公衆に対して提供しているもの（気象庁、河川管理者等）と密接に連携を図らなければならない。

5. 下水道浸水被害軽減総合事業に係る基礎額

本事業の基礎額の算定に当たっては、以下のとおりとする。

A i . 基礎額算定の対象となる交付対象事業の事業費

本事業として実施する 18-(2) の 2. に掲げる交付対象事業の事業費。

α i . 国費率

18-(2) の 2. の①から④までについては、下水道法施行令第 24 条の 2 に規定する補助率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）を準用する。18-(2) の 2. の⑤については 3 分の 1、18-(2) の 2. の⑥及び⑦については、交付金の額が地方公共団体による助成額の 2 分の 1 となる率。ただし、18-(2) の 2. の⑥及び⑦に係る交付金の額は総費用の 3 分の 1 を限度とする。

18-(3) 下水道総合地震対策事業

下水道の地震による被災が市民生活や公衆衛生等に重大な影響を及ぼすことに鑑み、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）に基づく地震防災対策強化地域、水道水源地域等において、地震に対する安全度を早急に高め、安心した都市活動が継続されることを目的として、地震時に下水道が最低限有すべき機能を確保するための施設の耐震化及び被災した場合の下水道機能のバックアップ対策を併せて進める事業をいう。

1. 交付対象事業の要件

「下水道総合地震対策事業」とは、次のいずれかに該当する地域において、地方公共団体の下水道地震対策を目的として、「下水道総合地震対策計画」に従い実施する事業をいう。

- (ア) DID 地域を有する都市
- (イ) 大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域
- (ウ) 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく東南海・南海地震防災対策推進地域
- (エ) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域
- (オ) 上水道の取水口より上流に位置する予定処理区域

2. 交付対象事業の内容

交付対象事業の範囲は、18-(1) の対象となる事業及び施設の整備に加え、次のいずれかに該当する事業及び施設の整備のうち、「下水道総

合地震対策計画」に位置付けられたものとする。

- ① 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設（防災拠点及び避難地）並びに高齢者・障害者等要援護者関連施設と終末処理場とを接続する管渠の耐震化事業
- ② 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた緊急輸送路及び避難路並びに軌道の下に埋設されている管渠の耐震化事業
- ③ 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設（防災拠点及び避難地）並びに高齢者・障害者等要援護者関連施設が存在する排水区域における下水排除面積が一定規模以上（指定市にあっては1ha以上（ただし、1ha未満の貯留・排水施設の耐震化がより経済的な場合は0.5ha以上）、一般市（市から指定市及び過疎市を除いたもの。）にあっては0.5ha以上、町村（過疎町村を除く。）にあっては0.25ha以上、過疎市町村にあっては0.1ha以上）の貯留・排水施設の耐震化事業
- ④ 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設（敷地面積1ha以上の防災拠点又は避難地に限る。）に整備するマンホールトイレスистем（ただし、マンホールを含む下部構造物に限る。）
- ⑤ 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた下水道施設（敷地面積2ha以上の防災拠点及び避難地に限る。）に設置する備蓄倉庫及び耐震性貯水槽

ただし、三大都市圏の既成市街地等（首都圏整備法に基づく既成市街地及び近郊整備地帯、近畿圏整備法に基づく既成都市区域及び近郊整備区域、中部圏開発整備法に基づく都市整備区域）に位置する都市、政令指定市、県庁所在都市及び中核市におけるDID地域を含む地区にあっては、災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画において、防災拠点及び避難地として位置付けられた敷地面積1ha以上の下水道施設に設置する備蓄倉庫及び耐震性貯水槽

3. 下水道総合地震対策計画の復興交付金事業計画への添付

本事業を実施しようとする地方公共団体は、復興交付金事業計画に、「下水道総合地震対策計画」を添付するものとする。

なお、「下水道総合地震対策計画」に定める主な事項は、次のとおりとする。

- ① 対象地区の概要及び選定理由
- ② 整備目標
- ③ 事業内容及び年度計画

4. その他

本事業は、平成 21 年度より 5 年間以内に原則として計画期間 5 年以内の「下水道総合地震対策計画」を作成し、事業着手する地方公共団体に限り実施できるものとする。ただし、当該計画に位置付けられた管渠等の耐震化事業に係る工期が 5 年を超える場合は、計画期間は 10 年以内とする。

5. 下水道総合地震対策事業に係る基礎額

本事業の基礎額の算定に当たっては、以下のとおりとする。

A i . 基礎額算定の対象となる交付対象事業の事業費

本事業として実施する 18-(3) の 2. に掲げる交付対象事業の事業費。

α i . 国費率

下水道法施行令第 24 条の 2 に規定する補助率(ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率)を準用する。

18-(4) 合流式下水道緊急改善事業

合流式下水道を採用している地方公共団体において、公共用水域の水質保全等に資することを目的として、合流式下水道の改善を緊急的に実施する事業をいう。

1. 交付対象事業の要件及び内容

交付対象事業の範囲は、18-(1) の対象となる施設の整備に加え、「合流式下水道緊急改善計画」に位置付けられた次の施設の整備とする。

- ① 雨水吐に設置するきょう雜物等の除去施設
- ② 雨水貯留施設
- ③ 雨水吐を経た後の下水を遮集して処理場へ送水する管渠
- ④ 雨水浸透施設(雨水貯留施設と同等の機能を有し、同施設より経済的なもの)
- ⑤ 雨水放流渠(雨水貯留施設と同等の機能を有し、同施設より経済的なもの)
- ⑥ 分流化に係る管渠(上記①から⑤までによる改善対策より経済的なもの)

2. 合流式下水道緊急改善計画の復興交付金事業計画への添付

本事業を実施しようとする地方公共団体は、復興交付金事業計画に、「合流式下水道緊急改善計画」を添付するものとする。

なお、「合流式下水道緊急改善計画」に定める主な事項は次のとおりとする。

- ① 対象地区の概要
- ② 整備目標
- ③ 事業内容及び年度計画等

3. その他

本事業は、平成19年度より3年間以内に平成25年度を越えない範囲で計画期間5年間以内の「合流式下水道緊急改善計画」を作成し、事業着手した地方公共団体に限り実施できるものとする。

4. 合流式下水道緊急改善事業に係る基礎額

本事業の基礎額の算定に当たっては、以下のとおりとする。

A i. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の事業費

本事業として実施する18-(4)の1.に掲げる交付対象事業の事業費。

α i. 国費率

下水道法施行令第24条の2に規定する補助率(ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率)を準用する。

18-(5) 都市水害対策共同事業

効率的な浸水対策を推進することを目的として、内水氾濫対策を受け持つ下水道と洪水氾濫対策を受け持つ河川が連携・共同し、相互の施設をネットワーク化し、出水特性や規模に応じて融通利用を実施する事業をいう。

1. 交付対象事業の要件及び内容

①及び②に掲げる要件を満たすもので、③に掲げる施設の整備を行う事業のうち、下水道事業として実施するものをいう。

① 交付対象事業の要件

交付対象事業は、次のすべてに該当するものとする。

(ア) 本事業が浸水被害の軽減に効率的、経済的に寄与するものであ

ること。

- (イ) 本事業の実施について、下水道事業者と河川事業者との間で相互の合意がなされていること、又はなされることが確実と見込まれること。
- (ウ) 本事業の実施に当たり、下水道事業者と河川事業者との間で費用の負担その他の事項について適切な分担が行われているものであること。

② 対象地域の要件

本事業の対象地域は、過去10年間に当該地区又は近傍の地区において、下水道の事業計画又は河川の整備計画で対象とする降雨を上回る降雨により浸水被害が発生している地域に限る。

③ 対象となる施設

(ア) ネットワーク化施設

下水道の雨水貯留施設と河川の洪水調節施設をネットワーク化するための管渠及び相互に排水するために必要なポンプ等の施設

(イ) その他共同で施設を利用するために必要な施設

2. 都市水害対策共同事業に係る基礎額

本事業の基礎額の算定に当たっては、以下のとおりとする。

A i . 基礎額算定の対象となる交付対象事業の事業費

本事業として実施する18-(5)の1.に掲げる交付対象事業の事業費。

α i . 国费率

下水道法施行令第24条の2に規定する補助率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国费率）を準用する。これらの法令を準用するにおいて、18-(5)の1.③に該当する施設は公共下水道の主要な管渠又は主要な補完施設若しくは都市下水路の一部として取り扱うものとする。

18-(6) 下水道長寿命化支援制度

事故の未然防止及びライフサイクルコストの最小化を図ることを目的として、下水道施設の健全度に関する点検・調査結果に基づき、「長寿命化対策」に係る計画を策定し、当該計画に基づき、予防保全的な管理を行うとともに、長寿命化を含めた計画的な改築等を行う事業をいう。

1. 定義

「下水道長寿命化計画」とは、下水道施設の点検・調査結果に基づき、「長寿命化対策」を含めた施設の改築等に関し、対策内容や対策時期等を定めたものである。なお、「長寿命化対策」とは、下水道施設の予防保全的な管理及び更生工法あるいは部分取替等により既存ストックを活用し、耐用年数の延伸に寄与する行為をいう。

2. 交付対象事業の要件及び内容

① 下水道長寿命化計画の策定

18-（1）から18-（5）まで又は18-（7）から18-（10）までのいづれかの対象となる施設の計画的な改築を行うために必要な点検・調査及び本結果に基づく「下水道長寿命化計画」の策定

② 「下水道長寿命化計画」に基づく、「長寿命化対策」を含めた計画的な改築で、18-（1）から18-（5）まで又は18-（7）から18-（10）までのいづれかの要件に合致するもの

3. 下水道長寿命化計画の復興交付金事業計画への添付

本事業を実施しようとする地方公共団体は、復興交付金事業計画に、「下水道長寿命化計画」を添付するものとする。（「下水道長寿命化計画」の策定を行う場合を除く。）

4. 留意事項

平成20年度より5年間の猶予をもって、「長寿命化対策」を含めた施設の改築に対する交付は「下水道長寿命化計画」に基づく予防保全的な管理を実施しているものに限定することとする。

5. 下水道長寿命化支援制度に係る基礎額

本事業の基礎額の算定に当たっては、以下のとおりとする。

A i . 基礎額算定の対象となる交付対象事業の事業費

本事業として実施する18-（6）の2.に掲げる交付対象事業の事業費。

α i . 国費率

① 「下水道長寿命化計画」の策定

公共下水道として実施する場合は費用の2分の1、都市下水路として実施する場合は10分の4(ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率)。

② 計画的な改築

下水道法施行令第24条の2に規定する補助率に基づく国費率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）を準用する。

18-(7) 汚水処理施設共同整備事業

下水道施設を利用する効果的な場合において、効率的な汚水処理の促進に資することを目的として、下水道及び他の汚水処理施設において共同で汚水を処理する事業をいう。

1. 交付対象事業の要件及び内容

①の要件に該当する地域において、複数の汚水処理施設が共同で利用する②に掲げる施設の整備（②（ア）、（エ）及び（オ）の施設については、用地の取得及び造成を含む。）を行う事業をいう。

① 対象地域の要件

汚水処理施設共同整備事業の対象地域は、当該事業が対象とする処理人口及び処理水量の2分の1以上を下水道事業が対象としている地域に限る。

② 対象施設

（ア）共同水質検査施設

下水等の水質検査施設（施設の設置に必要な用地を含む。）。

（イ）移動式汚泥処理施設

汚泥脱水機を搭載した車両等であって複数の汚水処理施設を巡回して、各施設から発生する汚泥を処理する施設。

（ウ）汚泥運搬施設

下水汚泥処理施設において汚泥を集約的に処理するため、他の汚水処理施設から発生する汚泥を運搬する車両等。

（エ）共同汚泥処理処分施設

下水汚泥等の処理処分施設及びこれを補完する施設（施設の設置に必要な用地を含む。）。

（オ）共同管理施設

汚水処理施設の遠隔監視等の管理施設で下水道施設内に設置するもの（施設の設置に必要な用地を含む。）。

（カ）その他共同で施設を利用するため必要な施設。

2. 留意事項

① 事業計画上の取扱い

関係する汚水処理施設の発生汚泥量等を下水道法に基づく事業計画に位置付けることとする。

② 施設の設置、改築及び維持管理

施設の配置、改築及び維持管理は、原則として下水道担当部局が行うものとする。また、地方負担分等は、地方公共団体の各担当部局で協議して定めるものとする。

③ 複数の地方公共団体で事業を実施する場合

(ア) 施設の配置、改築及び維持管理

1. の②の(ア)、(エ)及び(オ)の施設の配置、改築及び維持管理は、当該施設を設置する場所の地方公共団体が行うことを原則とし、また、1. の②の(イ)、(ウ)及び(カ)の施設の設置、改築及び維持管理は、1つの地方公共団体が代表して行うことができるものとする。また、関係する地方公共団体がそれぞれの下水道法に基づく事業計画に位置付けることとする。

(イ) (ア)により施設の設置、改築及び維持管理を1つの地方公共団体が代表して行う場合においては、当該地方公共団体は、関係する地方公共団体から、設置、改築及び維持管理について委託を受けるものとする。

(ウ) 原則として、当該施設の設置又は改築を行う地方公共団体が当該設置又は改築を交付対象事業として行うことができることとし、地方負担分については関係団体で協議して定めるものとする。

3. 汚水処理施設共同整備事業に係る基礎額

本事業の基礎額の算定に当たっては、以下のとおりとする。

A i. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の事業費

本事業として実施する18-(8)の1.に掲げる交付対象事業の事業費。

α i. 国費率

下水道法施行令第24条の2に規定する補助率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）を準用する。これらの法令及び昭和46年10月9日付け建設省告示第1705号を準用するにおいて、終末処理場の一部として取り扱う。

18-(8) 特定下水道施設共同整備事業

下水道整備の円滑な促進に資することを目的として、地方公共団体が共同で下水道施設を設置し、利用する事業をいう。

1. 交付対象事業の要件及び内容

複数の地方公共団体が共同で設置し、利用する次の施設の整備（（ア）、（エ）及び（オ）の施設については、用地の取得及び造成を含む。）を行うことをいう。

（ア）共同水質検査施設

下水等の水質検査施設（施設の設置に必要な用地を含む。）。なお、終末処理場敷地以外に設けることができる。

（イ）移動式汚泥処理施設

汚泥脱水機等を搭載した車両等複数の終末処理場等を巡回して、各施設から発生する汚泥を処理する施設。

（ウ）汚泥運搬施設

下水汚泥処理施設において汚泥を集約的に処理するため、他の終末処理場等から汚泥を運搬する車両等。

（エ）汚泥処理処分施設

汚泥の処理施設及びこれらを補完する施設（施設の設置に要する用地を含む。）。なお、終末処理場敷地以外に設けることができる。

（オ）共同管理施設

終末処理場等の遠隔監視・制御施設をはじめとする管理施設（施設の設置に必要な用地を含む。）。なお、終末処理場敷地以外に設けることができる。

（カ）その他下水道事業を実施するにあたって必要な施設。

2. 留意事項

① 施設の設置、改築及び維持管理

1. の（ア）、（エ）及び（オ）の施設の設置、改築及び維持管理は、当該施設を設置する場所の地方公共団体が行うことを原則とし、また、1. の（イ）、（ウ）及び（カ）の施設の設置、改築及び維持管理は、1 つの地方公共団体が代表して実施するものができるものとする。また、関係する地方公共団体がそれぞれの下水道法に基づく事業計画に位置付けることとする。

② ①により施設の設置、改築及び維持管理を 1 つの地方公共団体が代表して行う場合においては、当該地方公共団体は、関係する地方公共団体から、設置、改築及び維持管理について委託を受けるものとする。

- ③ 原則として、当該施設の設置又は改築を行う地方公共団体が当該設置又は改築を交付対象事業として行うことができることとし、地方負担分については関係団体で協議して定めるものとする。

3. 特定下水道施設共同整備事業に係る基礎額

本事業の基礎額の算定に当たっては、以下のとおりとする。

A i . 基礎額算定の対象となる交付対象事業の事業費

本事業として実施する 18-(8) の 1. に掲げる交付対象事業の事業費。

α i . 国費率

下水道法施行令第 24 条の 2 に規定する補助率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）を準用する。これらの法令及び昭和 46 年 10 月 9 日付け建設省告示第 1705 号を準用するにおいて、終末処理場の一部として取り扱う。

18-(9) 民間活用型地球温暖化対策下水道事業

下水汚泥等の資源・エネルギー利用を推進し、地球温暖化防止に貢献することを目的として、下水汚泥等の資源化、流通、販売・利用を一体的に捉え、民間企業の有するノウハウを最大限活用する事業をいう。

1. 定義

「民間活用型地球温暖化対策下水道事業」とは、下水道管理者が民間企業と一体となって策定する「下水道資源循環利用計画」に基づき、PFI 手法等により資源化を前提とした下水汚泥等の処理施設等を整備する事業をいう。

2. 交付対象事業の要件及び内容

- ① 「下水道資源循環利用計画」の策定
- ② 施設の整備

次に掲げる下水汚泥等の処理施設等の整備のうち資源化を前提としたもの。なお、(b)については、地方公共団体が PFI 事業者等の民間事業者に助成する場合に限る。

- (a) 「下水道資源循環利用計画」に基づき地方公共団体が PFI 方式等により整備する下水汚泥等の処理施設

- (b) (a)に関連し PFI 事業者等の民間事業者が整備する下水道資源化製品の貯留施設等関連施設（ただし、毎年 1,000 トン以上の温室効果ガス削減効果が見込まれる場合に限る。）

3. 下水道資源循環利用計画の復興交付金事業計画への添付

本事業を実施しようとする地方公共団体は、復興交付金事業計画に、「下水道資源循環利用計画」を添付するものとする（「下水道資源循環利用計画」の策定を行う場合を除く。）。

なお、「下水道資源循環利用計画」に定める主な事項は次のとおりとする。

- ① 下水汚泥等の資源化に関する事項
- ② 下水道資源化製品の利用に関する事項

4. 留意事項

地方公共団体が、PFI 事業により、2. ②(a)の施設を整備する場合、地方公共団体に施設が移管される前（工事着工期等）であっても交付申請を行うことが可能である。

2. ②(b)については、平成 24 年度予算までの措置とする。

5. 民間活用型地球温暖化対策下水道事業に係る基礎額

本事業の基礎額の算定に当たっては、以下のとおりとする。

A i. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の事業費

本事業として実施する 18-(9) の 2. に掲げる交付対象事業の事業費。

α i. 国费率

- ① 「下水道資源循環利用計画」の策定

2 分の 1

- ② 施設の整備

(a) 18-(9) の 2. ②(a)については、下水道法施行令第 24 条の 2 に規定する補助率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国费率）を準用する。

(b) 18-(9) の 2. ②(b)については、地方公共団体による助成額の全部又は一部となる率（ただし、総費用の 3 分の 1 を限度とする）。

18-(10) 新世代下水道支援事業制度

良好な水循環の維持・回復、リサイクル社会構築への貢献、情報化社会への対応等、下水道に求められている新たな役割を積極的に果たしていくことを目的として実施する事業をいう。

1. 定義

本事業に基づく各事業の定義は次のとおりとする。

① 水環境創造事業

(ア) 水循環再生型

下水処理水の再利用、雨水の再利用や貯留浸透による流出抑制、親水性のある水辺空間の整備、河川事業等との連携・共同事業を行うことにより健全な水循環系の再生を図るものであって、次のいずれかに該当するもの。

- (a) 次のいずれかの要件のもとに、下水処理水を再生水として利用するもの。
 - a) 渴水のある、又はそのおそれのある地域で実施すること。
 - b) 水資源開発促進法に基づき、水資源の総合的な開発及び利用の合理化の推進を図る必要があるとされている地域で実施すること。
 - c) 湖沼、水道水源等、汚濁総量を削減する必要のある地域で実施すること。
 - d) 公共下水道雨水渠や都市下水路等に送水し、せせらぎ用水等として有効利用すること。
- (b) 次のいずれかの要件のもとに、雨水を利用するもの。
 - a) 公共下水道雨水渠や都市下水路等に送水し、せせらぎ用水等として有効利用すること。
 - b) 貯留、処理し、雑用水、防火用水等として利用すること。
- (c) 公共用水域の水質保全、渴水に対する安全度の向上、都市防災用水の確保等の社会的ニーズに対応するため、下水道事業と河川事業等とが連携・共同して行う、下水処理水の上流還元や小規模な下水処理施設設置による河川等の流量の確保、調節池を活用した合流式下水道越流水質の改善、下水道による河川直接浄化施設汚泥等の処理、河川水の導水の目的を兼ねる下水管渠の設置等の事業のうち、次のすべてに該当するもの。
 - a) 本事業に係る連携・共同事業の実施について、本事業の事業主体と相手事業の事業主体の間で相互の合意がなされているこ

と又はなされることが確実と見込まれること。

- b) 当該連携・共同事業が、全体として水環境の保全に効率的、経済的に寄与するものであること。
- c) 当該連携・共同事業の実施に当たり、本事業と相手事業との間で費用の負担その他の事項について適切な分担が行われているものであること。
- (d) 次のいずれかの要件のもとに、雨水の貯留浸透を行い、雨水流出抑制、地下水涵養を図るもの。
 - a) 良好な水循環の維持・回復のため地下水の涵養が必要な地域において雨水の貯留浸透機能を有する管渠等の設置・改造を行うこと。
 - b) 水質保全のため合流式下水道の越流水対策が緊要で、かつ雨水の流出抑制の必要な地域において貯留浸透機能を有する下水道施設を整備すること。
 - c) 良好な水循環の維持・回復のため地下水の涵養が必要な地域において不要になった浄化槽の活用又は雨水貯留浸透施設の設置により雨水の流出抑制を図る者に対し地方公共団体が助成を行っていること。
- (e) 公共下水道雨水渠や都市下水路等を利用して、良好な水辺空間を整備するために、これらの施設に沿って、せせらぎ水路、植栽、遊歩道、四阿、魚巣ブロック等の設置を行うもの。

(イ) ノンポイント汚濁負荷削減型

雨天時に宅地や道路等の市街地の面源から公共用水域に流入する汚濁負荷(ノンポイント汚濁負荷)及び下水道未整備地域から発生する生活雑排水により都市下水路等の水路や湖沼等の公共用水域に流入する汚濁負荷の削減を図るものであって、次のいずれかに該当するもの。

- (a) 水質保全上重要な湖沼等の公共用水域に流入する初期雨水又は雑排水が、当該公共用水域の水質汚濁の原因となっている地域において、初期雨水又は雑排水に含まれる汚濁負荷の削減対策を実施するもの。
- (b) 流入する雑排水又は初期雨水により、当該水路の水質悪化が著しく、周辺生活環境に悪影響を与えていた地域において、初期雨水又は雑排水に含まれる汚濁負荷の削減対策を実施するもの。

② リサイクル推進事業

(ア) 再生資源活用型

渴水時の緊急対応としての下水処理水等の利活用や下水汚泥を用

いた建設資材の利用により再生資源の活用を図るもので、次のいずれかに該当するもの。

- (a) 渇水時の下水処理水の緊急的使用が有効と認められる地域において、渴水時に下水処理水を緊急的に使用するための取水施設及び緊急的処理水送水施設等を整備するもの。
- (b) 下水道施設の建設に汚泥を用いた建設資材を積極的に使用するものの。

(イ) 未利用エネルギー活用型

下水及び下水処理水の熱やバイオマス等を有効利用し、環境への負荷削減、省エネルギー、新エネルギー対策等を図るもので、次のいずれかに該当するもの。

- (a) 下水熱を利用することが、経済性、環境への負荷削減効果、省エネ効果等の観点から総合的に判断して有利と認められる地域において、下水及び下水処理水の熱の利用施設を整備するもの。なお、「下水及び下水処理水の熱の利用」とは、下水道事業のうち地域冷暖房等に下水熱を利用するなどを、「下水熱」とは、下水及び下水処理水が持つ熱をいう。
- (b) バイオマスの有効利用を推進するため、下水汚泥とその他のバイオマスを集約処理し、回収した下水道バイオガスをエネルギーとして処理場内で活用するもの。
- (c) 地域特性を生かしつつ地域全体で省CO₂対策を推進するため、次のすべての要件のもとに、下水道バイオガスを処理場外で活用するもの。
 - a) 下水道バイオガスを公共又は公益の用途に活用すること。
 - b) 下水道バイオガスの活用が、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項に規定する地方公共団体実行計画等、地球温暖化対策に係る計画に位置付けられていること。
- (d) 下水汚泥と他のバイオマスを一体的に有効利用することが、地域全体で効率的であると認められる地域において、下水汚泥と他のバイオマスを一体的に燃料等として有効利用する施設を整備するもの。
- (e) 新エネルギー対策を推進するため、下水処理水等を利用した小水力発電（200kWh／日以上の発電可能量が見込まれるものに限る。）を行い、発電した電力を処理場等下水道施設で活用するものの。

(ウ) 積雪対策推進型

下水処理水の供給による積雪排除や下水道施設を活用した流雪水路等の整備、下水及び下水処理水の熱の活用等により、積雪対策の推進を図るもので、次のいずれかに該当するもの。

- (a) 積雪対策に資する公共下水道、都市下水路の整備事業であって、次に掲げる施設の整備を行うもの。
 - a) 主要な流雪水路、融雪水路及びこれらに附属する投雪口等、並びにこれらを補完するポンプ施設、流融雪用水取水施設等の施設
 - b) 処理水供給施設
 - c) 融雪槽
 - d) その他必要な施設
- (b) 下水熱を利用することが、経済性、環境への負荷削減効果、省エネ効果等の観点から総合的に判断して有利と認められる地域において、積雪対策のための下水及び下水処理水の熱の利用施設を整備するもの。

③ 機能高度化促進事業

(ア) 新技術活用型

下水道に関わる新技術を先駆的に導入・評価し、新技術の普及と効率的な事業の執行を図るもので、次のいずれかの技術を採用するもの。

- (a) 国土交通省又は日本下水道事業団が開発した技術。
- (b) 官民共同で開発した技術。
- (c) その他、建設費の軽減、用地面積の縮小、省資源・省エネルギーにより維持管理費の削減等が図られることから、適用が適当と考えられる技術で、一定の評価を受けるもの。

(イ) 高度情報化型

下水道管渠に一般利用を兼ねた光ファイバーケーブルを設置し、事業所や一般家庭の排水量の自動検針等を行うものであって、次のいずれかに該当するもの。

- (a) 継続して公共下水道に下水を排除している事業所又は家庭からの排水水質等を適正に管理することが終末処理場からの放流水の水質向上に寄与し、ひいては公共用水域の水質保全に有効であると認められる地域において、下水道管理の効率化、高度化のため、主要な事業所又は家庭と処理場等を光ファイバーで結び、排水水質等の常時監視を行うシステムを構築するもの。
- (b) 下水道管理上の必要性から、下水処理水を再生利用している施

設における使用量をリアルタイムで把握するための自動検針システムを構築するもの。

- (c) 地域の経済社会の状況と見通し、道路の空中占用の状況、電線共同溝等他の公共収容空間の整備の状況、地元地方公共団体の情報化への取組状況、民間事業者の利用見込み等を総合的に判断し、国、地方公共団体（下水道管理者以外の者）、第一種電気通信事業者及び有線テレビジョン放送施設者（以下「下水道管渠占有者」という。）が下水道暗渠を利用して通信用の光ファイバーを設置する蓋然性が高いと判断される地域において、下水道管渠占有者に対して効率的な空間占有を行わせること及び下水道管渠の維持管理への支障を最低限に抑えることを目的にした「さやケーブル」又は「サス外装ケーブル」を下水道管理用光ファイバーの設置に併せて、一体のケーブルとして設置するもの。

2. 交付対象事業の要件及び内容

交付対象事業は、次に掲げる事業とする。

① 水環境創造事業

(ア) 水循環再生型

- (a) 1. ① (ア) の(a)、(b)又は(c)に該当するもの
- a) 地方公共団体が事業主体のもので、下水処理水・雨水の再利用を実施する事業にあっては、処理施設、送水施設、ポンプ施設、貯留施設及び附帯施設の整備
- b) 河川事業等との適切な連携・共同事業にあっては、下水道事業の負担部分のうち、18-(1)から18-(10)までの交付対象事業に相当する各部分
- (b) 1. ① (ア) の(d)に該当するもの
- a) 地方公共団体が事業主体の事業にあっては、雨水の貯留浸透機能を有する管渠等の設置・改造
- b) 個人・民間事業者等が設置する施設に対し地方公共団体が助成する事業にあっては、浄化槽の改造並びに雨水流出抑制施設及び附帯の配管の設置
- (c) 1. ① (ア) の(e)に該当するもの
地方公共団体が事業主体のせせらぎ水路、植栽、遊歩道、四阿、魚巣ブロック等の整備
- (イ) ノンポイント汚濁負荷削減型
雑排水又は初期雨水による汚濁負荷を収集、貯留、処理、浸透する

ための管渠施設、ポンプ施設、貯留施設、処理施設（浸透ろ過、ろ材ろ過等のろ過処理施設、植生浄化水路、湿地帯等の植生浄化施設、礫間浄化等の接触浄化処理等）及び浸透施設（浸透ます、浸透トレンチ、透水性舗装等）の整備

② リサイクル推進事業

(ア) 再生資源活用型

(a) 渇水時の緊急的な下水処理水の利用を円滑に行うことに資する施設の建設又は取得のうち、次の a) 又は b) に掲げる事業

- a) 下水処理水の取水及び散水車等への積み込みのために必要な取水・給水施設（ポンプ及びその附帯施設を含む。）の建設
- b) 渇水期に緊急的に下水処理水を送水するために必要な送水管、ポンプ及びそれらの附帯施設の取得

(b) 下水汚泥を用いた建設資材を使用する下水道建設事業を実施する事業

(イ) 未利用エネルギー活用型

(a) 熱利用に必要な施設のうち、下水又は下水処理水の流れる施設（熱交換施設、送水施設及びポンプ施設に限る。）及びその附帯施設の整備。

(b) バイオマスの有効利用に必要な施設のうち、下水汚泥とその他のバイオマスを投入する消化施設、消化ガス利用施設及びその附帯施設の整備（有効利用するバイオマスの 2 分の 1 以上を下水汚泥が占める場合に限る。）

(c) バイオガス精製装置、圧縮機等及び下水道バイオガスの供給のために必要な施設の整備（下水処理場内に設置するものに限る。）

(d) 下水汚泥と他のバイオマスを混合・調整するために必要な施設の整備であって、下水道施設として整備する事業

(e) 下水処理水等を利用した小水力発電に必要な施設の整備

(ウ) 積雪対策推進型

(a) 主要な流雪水路、融雪水路及びこれらに附属する投雪口等、並びにこれらを補完するポンプ施設、流融雪用水取水施設等の施設の整備（なお、本施設は、雨水を排除するための管渠と効用を兼ねて設置するものとする。）。

(b) 処理水供給施設の整備

(c) 融雪槽（原則として調整池等と効用を兼ねて設置するものに限る。）の整備。

(d) 熱利用に必要な施設のうち、下水及び下水処理水の流れる施設

(熱交換施設、送水施設及びポンプ施設に限る。) 並びにその附帯施設の整備。

③ 機能高度化促進事業

(ア) 新技術活用型

下水道新技術の普及と効率的な事業の執行を図るため、下水道に関わる新技術を先駆的に導入・評価し、建設費又は維持管理費の低減、用地面積の縮小を図る事業。

(イ) 高度情報化型

- (a) 下水道事業のうち、事業所又は家庭からの排水水質等の常時監視を行うのに必要な測定機器及び通信設備等を整備する事業主体、下水道管理上の必要性から、処理水の再生利用を行うため終末処理場から事業所又は家庭に送水した処理水量の常時監視を行うのに必要な測定機器及び通信設備等を整備する事業主体が行う次に掲げるもの。
- a) 事業所又は家庭の排水水質、水量の自動測定・常時監視に必要な測定機器及びその附帯施設の整備。
- b) 測定データを送信するために必要な通信設備（通信線を含む。）及びその附帯施設の整備。
- c) 収集したデータを集計・分析するために必要な機器の設置。
- (b) 後で光ファイバー芯線を送通することのできる中空管により構成されるケーブルである「さやケーブル」又は光ファイバー芯線をテープ状にした光ファイバーテープ芯線がスペーサーの溝型の収容空間に集積され、その周囲がステンレス防護テープとプラスチック被覆からなる被覆層で二重に被覆されたケーブルである「サス外装ケーブル」を整備する事業。

3. 留意事項

① 維持管理

事業主体は、完成した施設等について維持管理の方法を定め、本事業の目的が達成されるよう適切な維持管理を行う。

② 水環境創造事業水循環再生型について

個人・事業者等が設置・管理する施設に対し地方公共団体が助成する事業については、管理協定を締結する等により、適正な管理が行われるようにしなければならない。

③ リサイクル推進事業未利用エネルギー活用型について

下水汚泥とその他のバイオマスを集約処理する場合には、事業主体は、

あらかじめ事業の内容について、当該事業に関する都道府県又は市町村の廃棄物処理担当部局等と協議を行うとともに、事業の実施について連携を図ること。

④ リサイクル推進事業積雪対策推進型について

事業実施に際しては、他の除排雪事業とも連携を図り、都市の総合的な積雪対策に資するよう、計画的な事業実施に努めること。

4. その他

未利用エネルギー活用型における小水力発電に係るものを交付対象事業とできるのは、平成24年度末までとする。

5. 新世代下水道支援事業制度に係る基礎額

本事業の基礎額の算定に当たっては、以下のとおりとする。（ただし、18-(10)の2.③(イ)に掲げる事業のうち(b)に該当するものは除く。）。

A i . 基礎額算定の対象となる交付対象事業の事業費

本事業として実施する18-(10)の2.に掲げる交付対象事業の事業費。

α i . 国費率

次のとおり（ただし、準用する下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。

① 水環境創造事業

(ア) 水循環再生型

(a) 18-(10)の2.①(ア)に掲げる事業のうち(a)a)に該当するものは、公共下水道として実施する場合は費用の2分の1、都市下水路として実施する場合は10分の4。

(b) 18-(10)の2.①(ア)に掲げる事業のうち(a)b)に該当するものは、18-(1)から18-(11)までに基づき、それぞれに定められた国費率。

(c) 18-(10)の2.①(ア)に掲げる事業のうち(b)a)に該当するものは3分の1、(b)b)に該当するものは地方公共団体による助成額の2分の1（ただし総費用の3分の1を限度とする）。

(d) 18-(10)の2.①(ア)に掲げる事業のうち(c)に該当するものは3分の1。

(イ) ノンポイント汚濁負荷削減型

公共下水道事業として実施する場合は2分の1、都市下水路事業として実施する場合は10分の4。

② リサイクル推進事業

(ア) 再生資源活用型

(a) 18-(10)の2. ②(ア)に掲げる事業のうち(a)に該当するものは2分の1。

(b) 18-(10)の2. ②(ア)に掲げる事業のうち(b)に該当するものは、下水道法施行令第24条の2第1項に定める補助率を準用する。

(イ) 未利用エネルギー活用型

(a) 18-(10)の2. ②(イ)に掲げる事業のうち(a)に該当するものは2分の1。

(b) 18-(10)の2. ②(イ)に掲げる事業のうち(b)に該当するものは、次に定める国費率。

a) 下水汚泥とその他のバイオマスの投入割合により、下水道法施行令第24条の2第1項を準用する補助率と4分の1の補助率を按分した補助率に基づく国費率。

b) 必要となる施設が下水汚泥のみを利用する場合と同等の規模である場合は、下水道法施行令第24条の2第1項に定める補助率を準用する。

(c) 18-(10)の2. ②(イ)に掲げる事業のうち(c)に該当するものは、下水道法施行令第24条の2第1項に定める補助率を準用する。

(d) 18-(10)の2. ②(イ)に掲げる対象事業のうち(d)に該当するものは、下水道法施行令第24条の2第1項に定める補助率を準用する。

(e) 18-(10)の2. ②(イ)に掲げる事業のうち(e)に該当するものは2分の1。

(ウ) 積雪対策推進型

公共下水道は2分の1、都市下水路は10分の4、特定公共下水道は3分の1。

③ 機能高度化促進事業

(ア) 新技術活用型

下水道法施行令第24条の2第1項に定める補助率を準用する。

(イ) 高度情報化型

(a) 18-(10)の2. ③(イ)に掲げる事業のうち(a)に該

当するものは2分の1。

18-(10)の2.③(イ)に掲げる事業のうち(b)に該当するものについては、本事業の基礎額を次のとおりとする。

a) さやケーブルを設置する場合

下水道管理用に必要な光ファイバー芯線等（以下「下水道管理用分」という。）及び下水道管理者以外の者に対して空間占用を行わせることを目的として中空管（以下「空間占用分」という。）を一体のケーブルとして敷設するために必要な費用（以下「総費用(W)」といふ。）から、下水道管理用分のみを別途独立のファイバーとして敷設したと想定した場合の費用（以下「下水道管理用分想定費用(A)」といふ。）及び、下水道管渠占用者が負担すべき費用（以下「占用者負担費用(B)」といふ、総費用(W)と下水道管理用分想定費用(A)の差の10%とする。）を差し引いて得た額の2分の1。

なお、下水道管理用分想定費用(A)については本事業によらず、18-(1)から18-(10)まで（新世代下水道支援事業制度機能高度化促進事業高度情報化型を除く。）により交付する。

以上を算式で表すと次のとおりとなる。

$$S = (W - A - B) / 2 = (W - A - (W - A) \times 0.1) / 2$$

S : 基礎額

W : 総費用

A : 下水道管理用分想定費用

B : 占用者負担費用

ただし、総費用(W)が下水道管理用分想定費用(A)の1.3倍を超える場合は、総費用(W)を下水道管理用分想定費用(A)の1.3倍として算定した額を基礎額(S)とする。

b) サス外装ケーブルを設置する場合

下水道管理用に必要な光ファイバー芯線（以下「下水道管理用分」という。）及び下水道管渠占用者が占用する光ファイバー芯線を一体のケーブルとして敷設するために必要な費用（以下「総費用(W)」といふ。）から、下水道管理用分のみを別途独立のファイバーとして敷設したと想定した場合の費用（以下「下水道管理用分想定費用(A)」といふ。）、設置する光ファイバー芯線費用のうち占用者負担分（以下「占用者が負担すべき芯線費用(C)」といふ。）及び光ファイバーの設置費用のうち下水道管渠占用者が負担すべき費用（以下「占用者負担費用(B)」といふ、総費用

(W)と下水道管理用分想定費用(A)の差の10%とする。)を差し引いて得た額の2分の1。

なお、下水道管理用分想定費用(A)については本事業によらず18-(1)から18-(10)まで(新世代下水道支援事業制度機能高度化促進事業高度情報化型を除く。)により交付する。

以上を算式で表すと以下のとおりとなる。

$$S = (W - A - C - B) / 2 = (W - A - C - (W - A) \times 0.1) / 2$$

S : 基礎額

W : 総費用

A : 下水道管理用分想定費用

B : 占用者負担費用

C : 占用者が負担すべき芯線費用

ただし、総費用(W)から占用者が負担すべき芯線費用(C)を差し引いた額が下水道管理用分想定費用(A)の1.3倍を超える場合は、総費用(W)から占用者が負担すべき芯線費用(C)を差し引いた額を下水道管理用分想定費用(A)の1.3倍として算定した額を基礎額(S)とする。

18-(11) 都市水環境整備下水道事業

良好な都市水環境の保全・創出を図るため、河川事業等との連携を図りつつ実施する下水道事業をいう。

1. 交付対象事業の要件及び内容

都市水環境整備下水道事業とは、次に掲げる事業をいう。

- イ. 18-(10)に定める水環境創造事業
- ロ. 清流ルネッサンスⅡの計画に位置付けられた下水道事業
- ハ. 上記イ、ロと一体的に実施される下水道事業

2. 都市水環境整備下水道事業に係る基礎額

基礎額算定の対象となる交付対象事業の事業費及び国費率は以下のとおりとする。

- イ. 新世代下水道支援事業制度に定める水環境創造事業に係る事業
本事業の基礎額の算定に当たっては、18-(10)の1.①水環境創造事業の交付対象事業による。
- ロ. 清流ルネッサンスⅡの計画に位置づけられた下水道事業
清流ルネッサンスⅡの計画に位置付けられた下水道事業に対しては、1

8-(1)から18-(10)までによる。

ハ. 上記イ、ロと一体的に実施される下水道事業

新世代下水道支援事業制度水環境創造事業及び清流ルネッサンスⅡに位置付けられた下水道事業と一体的に整備する必要がある下水道事業に対しては、18-(1)から18-(10)までによる。

1.9 都市公園事業

1. 交付対象事業

1-1. 目的

都市公園事業は、津波被害を軽減する機能を有する都市公園等の整備を行うことにより、津波災害に強い地域づくりを図ることを目的とする。

1-2. 交付対象事業の要件

(1) 「都市公園事業」とは、以下に掲げる①及び②の要件並びに「東日本大震災復興交付金制度要綱第2復興交付金事業等1基幹事業2)事業要件①から④のいずれか」を満たす都市公園のうち、(2)に規定する防災公園、(3)に規定する津波防災緑地並びに住宅宅地関連公共施設整備及び面的整備事業における公共施設管理者負担金に係る都市公園の整備に関する事業をいう。

① 面積要件

原則として2ha以上（複数の地区を同一の公園として整備する場合はそれらの合計面積が2ha以上）とする。ただし、以下の公園を除く。

1) 街区公園、近隣公園

i) (2)に規定する防災公園

ii) 住宅宅地関連公共施設整備及び面的整備事業における公共施設管理者負担金にかかる都市公園

2) 都市緑地

i) 都市の自然的環境の保全及び改善並びに都市景観の向上のために設けられる面積0.05ha以上の緑地

ii) 都市計画区域内の山林、農地、宅地等で遊休となっている面積0.05ha以上の私的空閑地で土地所有者と地方公共団体との間で概ね10年以上の賃貸借契約を結び都市公園として整備するもの

② 総事業費要件

特定市町村事業は2.5億円以上、特定都道県事業は5億円以上。

(2) この要綱において「防災公園」とは、以下に掲げる①から③までの要件を満たす都市公園で、災害対策基本法に基づく地域防災計画等に当該都市公園の津波被害を軽減する機能が位置づけられているものをいう。

① 規模要件

- 1) 広域防災拠点の機能を有する都市公園
災害が発生した場合において、災害復旧活動の支援拠点、復旧のための資機材や生活物資の中継基地等、広域防災拠点の機能を発揮する都市公園で、面積が概ね50ha以上のもの。
 - 2) 地域防災拠点の機能を有する都市公園
広域防災拠点や避難地との円滑なアクセス性が確保され、災害が発生した場合において、救援救護活動の前線基地、復旧のための資機材や生活物資の中継基地としての機能を発揮する都市公園で、面積が概ね10ha以上のもの。
 - 3) 広域避難地の機能を有する都市公園
災害が発生した場合において、広域的な避難地としての機能を発揮する都市公園で、面積が10ha以上のもの。（周辺の空地とあわせて10haとなる4ha以上の都市公園及び周辺の不燃化の状況等を勘案して10ha以上の都市公園と同等の有効避難面積が確保される都市公園（面積概ね8ha以上）を含む。）
 - 4) 一次避難地の機能を有する都市公園
災害発生時において、主として周辺住民の避難収容、広域避難地への段階的な避難等、一次避難地としての機能を発揮する都市公園で、面積が2ha以上のもの。（周辺の市街地とあわせて2haとなる都市公園を含む。）
ただし、首都圏の特定市町村における既成市街地等（首都圏整備法に基づく既成市街地及び近郊整備地帯をいう。以下19関係部分において同じ。）に位置する都市、政令指定都市、県庁所在都市又は中核市におけるDID地域を含む地区の都市公園及び地域防災計画で津波避難場所として位置づけられる都市公園に関しては、面積が1ha以上（複数の地区を同一の公園として整備する場合はそれらの合計面積が1ha以上）のもの。（周辺の市街地とあわせて1haとなる都市公園を含む。）
 - 5) 避難路となる緑道
災害発生時において、周辺住民の一次避難地等への避難路となる都市公園で、幅員10m以上のもの。（周辺の不燃化の状況等を勘案して幅員10m以上の都市公園と同等の避難上有効な幅員が確保されるものを含む。）
- ② 対象都市
- 「東日本大震災復興交付金制度要綱第1復興交付金事業計画の作成及び提出2対象地域」に規定する地域に所在する都市かつ、広域避難地及び地域防災拠点の機能を有する都市公園については、次のいずれかに掲げる都市に所在するものであること。
- 1) 首都圏の既成市街地等及びこれに隣接する区域に含まれる都市
 - 2) 地震予知連絡会が平成19年度まで指定していた観測強化地域又は特定観測地域に含まれる都市
 - 3) 県庁所在都市、指定市又は人口10万人以上の都市

- 4) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に含まれる都市
 - 5) DID区域を有する都市（地域防災拠点の機能を有する都市公園に限る。）
- ③ 対象地域
- 1) 広域避難地の機能を有する都市公園
以下の i) 又は ii) に掲げる要件を満たす地域。
 - i) 人口密度40人/ha以上であり、10ha以上の広域避難地として、都市公園以外の広域避難地を含めても歩行距離2km以内の避難圏域内人口1人当たり2m²が確保されていないこと。
 - ii) 帰宅困難者が1万人以上発生することが想定される地域及びこれに隣接する地域であること。
 - 2) 一次避難地の機能を有する都市公園
以下の i) 又は ii) に掲げる要件を満たす地域。
 - i) 人口集中地区（DID地区）又は地域防災計画に基づく津波被害が想定される地区であり、災害発生時の緊急な1ha以上の一
次避難地として、学校施設等他施設を含めても歩行距離500m以内の避難圏域内人口1人当たり2m²が確保されていないこと。
 - ii) 帰宅困難者が1万人以上発生することが想定される地域及びこれに隣接する地域であること。
- (3) この要綱において「津波防災緑地」とは、「東日本大震災復興特別区域法（仮称）」に基づく「復興整備計画（仮称）」及び災害対策基本法に基づく地域防災計画等に、10戸以上の市街地や主要な公共施設を直接的に防御するものとして、i) 又は ii) の津波被害を軽減する機能が位置づけられているものをいう。
- i) 津波を減衰し、浸水被害範囲の軽減、避難時間の確保等に資する機能
 - ii) 漂流物を捕捉し、衝突による被害の軽減、人命の救助等に資する機能

1－3. 交付対象事業

本事業の交付の対象となる事業は、(1)及び(2)に掲げるとおりとする。

(1) 施設整備

都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第31条各号に定める公園施設の整備を対象とする。ただし、特殊公園については、風致公園及び墓園のうち緑地部分を対象とする。

(2) 用地取得

① 都市公園の用地の取得を対象とする。ただし、街区公園の用地買収については、1箇所当たり面積0.25ha以上の街区公園について0.25haまで、都市緑地の用地買収については、1箇所当たり面積

0.10ha以上の都市緑地を対象とする。

② 公共施設管理者負担金を対象とする。ただし、対象となる公園、緑地は次の各号に該当するものであり、当該市街地開発事業の周辺を含めた地域において、街区公園、近隣公園、地区公園等が都市公園法に定める配置及び規模の基準等に従い、適正に計画されていること。

i) 土地区画整理事業及び市街地再開発事業の施行者と都市公園の管理者との間で「土地区画整理事業（昭和29年法律第119号）第119条の2に規定する公共施設管理者負担金の取扱いについて」（昭和36年5月15日建設省令第146号通達）第1項及び第2項による覚書及び協定、都市再開発法第121条第2項の規定による承認又は協議等の手続きを完了している土地の区域であること。

ii) 市街地開発事業として都市計画決定された区域内であり、かつ公園又は緑地として都市計画決定されている土地の区域であること。なお、整備完了後は地方公共団体により設置される都市公園となるものであること。

iii) 土地区画整理事業にあっては次の各号に該当する区域であること。

イ) 減価補償金を算出する地区については、施行地区面積の1%を超える公園

ロ) イ)以外の既成市街地（DID）及び周辺市街地（DIDから1,000m以内）については、施行面積の2%を超える公園

ハ) 新市街地について、施行面積の3%を超える公園

ニ) イ)からハ)までの公園と一体となって、次のa)からc)までのように、十分な効用を發揮する緑地であって、必要性が高いと認められるもの。

a) 散策や身近な自然とのふれあいの場等として周辺住民に利用されるもの

b) 良好な居住環境の形成に資するもの

c) 野生動物の生息・生育空間となるなど、良好な樹林地等を保全・活用するもの

1－4. 交付対象

特定地方公共団体（歴史まちづくり法第5条第8項に位置づけられた都市公園においては、都市公園法第5条に規定する設置管理許可又は管理許可を受けた施設（許可期間終了後も継続して公園管理者に財産が帰属するもの）を整備する公園管理者以外の地方公共団体及び歴史まちづくり法第25条に基づき認定歴史的風致維持向上計画に記載した同法第5条第3項第2号に規定する公園施設を整備する認定市町村を含む。）

2. 都市公園事業に係る基礎額

① 施設整備に要する費用

都市公園法施行令第31条各号に定める公園施設の整備に要する費用をAiとし、 α_i を2分の1とする。

また、歴史的風致維持向上支援法人が設置管理若しくは管理する施設を整備し、特定地方公共団体が当該法人に対し、当該整備に要する費用を補助する場合にあっては、以下のとおりとする。

$$\alpha_i = C_i / 2A_i$$

(ただし、 α_i が3分の1を超える場合は、 α_i を3分の1とする。)

Ai：歴史的風致維持向上支援法人が当該施設の整備に要する全体費用

Ci：当該特定地方公共団体が補助に要する費用

② 用地取得に要する費用

(1) 都市公園の用地の取得に要する費用をAiとし、 α_i を3分の1とする。

(2) 公共施設管理者負担金に要する費用

当該年度の公共施設管理者負担金に要する費用をAiとし、 α_i を3分の1とする。

管理者負担金の額は、土地区画整理事業認可時（市街地再開発事業については、都市計画決定時）における都市公園用地の鑑定評価による価額により算定するものとする。

③ 民間事業者等において負担を生じる場合にあっては、aiを当該負担に係る額（Aiに3分の1を乗じた額以下の場合にあっては、当該額。）とする。

20 防災集団移転促進事業

1. 定義

防災集団移転促進事業において、次の各項に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各項に定めるところによる。

- 1 「移転促進区域」とは、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号。以下「集団移転促進法」という。）第2条第1項に規定する移転促進区域をいう。
- 2 「集団移転促進事業」とは、集団移転促進法第2条第2項に規定する集団移転促進事業をいう。
- 3 「住宅団地」とは、集団移転促進法第2条第2項に規定する住宅団地をいう。
- 4 「事業計画等」とは、集団移転促進法第3条第1項に規定する集団移転促進事業計画及び東日本大震災復興特別区域法（以下「法」という。）第53条第8項の規定により定められたものとみなされた集団移転促進事業計画をいう。
- 5 「移転者」とは、集団移転促進法第3条第2項第2号に規定する移転

者をいう。

2. 交付対象事業

本事業の交付の対象となる事業は、次に掲げるとおりとする。

- 1 住宅団地（移転者の住居の移転に関連して必要と認められる医療施設、官公庁施設、購買施設その他の施設で、居住者の共同の福祉又は利便のため必要なもの（以下「公益的施設」という。）の用に供する土地を含む。3項、5－1項、3項、6－1項及び2項並びに別表の(1)欄及び(3)欄において同じ。）の用地の取得及び造成に関する事業（当該取得及び造成後に譲渡する場合であって、当該譲渡に係る対価の額が当該取得及び造成に要する経費の額以上となる場合を除く。）
- 2 移転者の住宅団地における住宅の建設若しくは購入又は住宅用地の購入に対する補助に関する事業
- 3 住宅団地に係る道路、飲用水供給施設、集会施設、広場、排水施設その他これらに類する公共施設で、国土交通大臣が移転促進区域内におけるこれらの施設の設置状況及び住宅団地の規模を勘案して必要と認めるものの整備に関する事業
- 4 移転促進区域内の宅地及び農地の買取りに関する事業
- 5 移転者の住居の移転に関連して必要と認められる農林水産業に係る生産基盤の整備及びその近代化のための施設の整備（住宅団地内における共同作業所、共同加工所及び共同倉庫の設置に限る。）に関する事業
- 6 移転者の住居の移転に対する補助に関する事業
- 7 事業計画等の策定に関する事業

3. 交付金事業者

交付対象事業を行う者（以下「交付金事業者」という。）は、集団移転促進法第6条第1項又は第2項の規定に基づき、法第77条第1項に規定する復興交付金事業計画に記載された集団移転促進事業を実施する市町村又は都道県とする。

4. 防災集団移転促進事業に係る基礎額

交付対象事業の基礎額は、別表に掲げるとおりとする。

5. 基礎額の特例

基礎額については、別表に掲げるもののほか次によるものとする。

- 1 住宅団地の用地の取得及び造成後に当該用地を譲渡する場合における譲渡価額は、当該譲渡時における適正な時価を基準として算定するものとし、別表の(1)に掲げる事業の基礎額は、当該譲渡に係る額に4分の3を乗じて得た額を控除して算定した額（控除後の基礎額が零以下であ

る場合には零とする。) とする。

- 2 交付対象事業を実施する区域の自然的経済的社会的諸条件を考慮して、国土交通大臣が必要と認めるときは、別表に掲げるところにかかわらず、別に定めるところにより別表の(1)及び(3)に掲げる事業の基礎額を算定することができる。
- 3 別表の(3)及び(5)に掲げる事業の基礎額は、当該住宅団地の状況に応じ、これらに規定する限度額の合算額の範囲内で、これらの事業の基礎額を一括して算定することを妨げるものではない。
- 4 別表の(1)に掲げる経費における住宅団地の用地の取得に要する費用及び通常生ずべき損失の補償に要する費用並びに別表の(4)に掲げる経費における買取りに要する費用の取り扱いについては、本要綱に定めるもののか「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」(昭和37年6月29日閣議決定)の定めを準用し、適正に運用するものとする。

6. 交付要件

本事業の交付に際する要件は、以下に掲げるものとする。

- 1 住宅団地の用地の取得及び造成に関する事業
 - 一 当該事業により取得し、又は効用の増加した土地を譲渡し(国土交通大臣が認める場合を除く。)、交換し、又は担保に供してはならないこと。
 - 二 住宅団地の用地の取得及び造成後に当該用地を譲渡する場合においては、集団移転促進事業を実施する区域の自然的経済的社会的諸条件を考慮して、国土交通大臣が必要と認める場合に限り交付の対象とすること。
 - 三 公益的施設の用に供する土地については、当該土地の取得及び造成後に公益的施設の所有者又は管理者に譲渡することを基本とする。ただし、国土交通大臣が特に認める場合はこの限りでない。
 - 四 公益的施設の用に供する土地の用地の取得及び造成に関する事業に係る交付の申請を行う場合には、あらかじめ、事業計画等に公益的施設の整備に関する事項を定めること。
 - 五 公益的施設の用に供する土地の取得及び造成を伴う事業については、公益的施設の用に供する土地の面積は住宅団地の面積の3割(当該住宅団地に適する公益的施設の規模を勘案して国土交通大臣が必要と認める場合は5割)を上限とすること。
- 2 住宅団地に係る道路、飲用水供給施設、集会施設、広場、排水施設その他これらに類する公共施設で、国土交通大臣が移転促進区域内におけるこれらの施設の設置状況及び住宅団地の規模を勘案して必要と認めるものの整備に関する事業
　　公益的施設の用に供する土地に係る当該施設の整備に関する事業に係

る交付の申請を行う場合には、あらかじめ、事業計画等に当該施設の整備に関する事項を定めること。

- 3 移転促進区域内の宅地及び農地の買取りに関する事業
 - 一 移転促進区域内に所在するすべての住宅の用に供されている土地（現に住宅の用に供されている土地及び東日本大震災により滅失した住宅又は当該災害により損壊したため取り壊した住宅の用に供されていた土地等をいう。以下同じ。）を買い取ること。
 - 二 当該事業により取得した土地を譲渡し、交換し、又は担保に供してはならないこと。
 - 三 当該事業により取得した土地の区域を、建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項の災害危険区域として、建築禁止である旨を条例で定めるとともに、当該区域に係る防災植林その他の措置を講ずること。

7. 適用除外

交付金を充てて集団移転促進事業を行う場合においては、防災集団移転促進事業費補助金交付要綱（昭和48年2月15日自治疎第4号）の規定は、適用しない。

別表

事業の区分		基 础 額	備 考
(1)	住宅団地の用地の取得及び造成に関する事業	<p>A_i を適正な時価を基準として算定した住宅団地の用地の取得に要する費用（地上権、永小作権、賃借権その他土地に関する所有権以外の権利を消滅させるための費用を含む。）及び当該用地の造成に要する費用の合算額（住宅団地の用地の取得及び造成に要する費用は、基準面積に 1 m^2当たりの単価（a地域にあっては35,800円、b地域にあっては32,100円、c地域にあっては28,800円、d地域にあっては25,100円、e地域にあっては20,500円、f地域にあっては15,800円に、それぞれ23,980円を加算した額。）を乗じて得た額を限度とする。）並びに当該用地の取得、使用又は造成により通常生ずべき損失の補償に要する費用の合算額とし、α_i を4分の3とする。</p>	<p>① 「適正な時価」とは、官公署、金融機関その他適当と認められる者の評価額を参照して交付金事業者が決定する価格をいう。</p> <p>② 「基準面積」とは、660 m^2（ただし、住宅に係る敷地面積は330 m^2とする。）に住宅団地入戸数（当該住宅団地に移転しようとする住居の数をいう。以下同じ。）を乗じて得た面積と公益的施設の敷地面積との合計面積とする。</p> <p>③ 「a地域」～「f地域」とは、それぞれ独立行政法人住宅金融支援機構の「マイホーム新築融資」における土地融資額の土地地域区分をいう。以下同じ。</p>
(2)	移転者の住宅団地における住宅の建設若しくは購入又は住宅用地の購入に対する補助に関する事業	<p>A_i を移転者に対し、当該移転者が住宅の建設若しくは購入又は住宅用地の購入を目的として借り入れた資金の利子相当額（当該資金の年利率が8パーセントを超える場合にあっては、年利率8パーセントとして算定した額とし、その額が移転者につき4,060,000円（住宅3,100,000円、住宅用地960,000円）（特殊土壤地帶等にあっては、7,080,000円（住宅4,440,000円、住宅用地2,060,000円、住宅用地の造成580,000円））を超える場合にあっては、この額とする</p>	「特殊土壤地帯等」とは、特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和27年法律第96号）第2条第1項に基づき指定された特殊土壤地帯、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第3条第1項に基づき指定された地震防災対策強化地域及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進

		。) を一括して補助する経費として、市町村が補助した金額の合算額とし、 α_i を4分の3とする。	に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第3条第1項に基づき指定された日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域をいう。
(3)	住宅団地に係る道路、飲用水供給施設、集会施設、広場、排水施設その他これらに類する公共施設で、国土交通大臣が移転促進区域内におけるこれらの施設の設置状況及び住宅団地の規模を勘案して必要と認めるものの整備に関する事業	<p>A_i を次に掲げる公共施設の工事費（当該住宅団地に係る住宅団地入居戸数にa地域、b地域、c地域、d地域及びe地域にあっては3,198,000円、f地域にあっては3,581,000円を乗じて得た額を限度とする。）とし、α_i を4分の3とする。</p> <p>ア 住宅団地内の道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路を除く。以下同じ。）及び当該住宅団地に取り付く道路</p> <p>イ 住宅団地に係る飲用水供給施設（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置を除く。）</p> <p>ウ 住宅団地内の集会施設</p> <p>エ 住宅団地内の広場</p> <p>オ 住宅団地に係る排水路、排水管及び集水槽</p> <p>カ アからオまでに掲げる施設以外の公共施設であって特に必要と認められるもの</p>	
(4)	移転促進区域内の宅地及び農地の買取りに関する事業	<p>A_i を宅地及び農地の買取りに要する費用（移転促進区域が災害の発生するおそれがある危険区域であることを勘案して算定することとする。なお、住宅の用に供されている土地を買い取る場合において、買取りのために必要と認めるときは、当該住宅その他の土地に定着する物件の移転又は除却の工事等に通常要する費用の額を含むことができる。）と</p>	<p>「移転又は除却の工事等に通常要する費用の額」とは次に掲げる費用の合算額とする。</p> <p>ア 移転料</p> <p>イ 立木の移植相当額</p>

		し、 α_i を4分の3とする。	
(5)	移転者の住居の移転に関する必要と認められる農林水産業に係る生産基盤の整備及びその近代化のための施設の整備に関する事業	A_i を施設の工事費（当該住宅団地に係る住宅団地入居戸数に1,243,000円を乗じて得た額を限度とする。）とし、 α_i を4分の3とする。	
(6)	移転者の住居の移転に対する補助に関する事業	A_i を移転者の住居の移転に対する補助に要する経費((4)に掲げる費用を除く。)として、移転者に対し、市町村が補助した金額（当該金額が移転者につき、当該移転者が離農等をする場合にあっては2,372,000円、その他の場合にあっては780,000円を超える場合にあっては、これらの額）の合算額とし、 α_i を4分の3とする。	
(7)	事業計画等の策定に関する事業	A_i を事業計画等の策定に係る以下の経費の合算額とし、 α_i を2分の1とする。 ア 現況測量 イ 現況調査 ウ 権利の調査及び評価 エ 基本設計 オ 施設建設敷地の設計 カ 公共施設等の設計 キ 資金計画作成 ク 環境アセスメント ケ アからクまでに掲げる経費以外で特に必要と認められるもの	